

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 4 月13日
【計算期間】	第 4 期 (自 平成23年 1 月18日 至 平成24年 1 月16日)
【ファンド名】	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド 資産成長型（米ドルコース）
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 村上 雅彦
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【事務連絡者氏名】	雄谷 敦史
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、米ドル建ての新興国ソブリン債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券・公債))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（債券・公債））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

特長
1

**米ドル建ての新興国ソブリン債を中心に、
幅広く分散投資を行ないます。
なお、組入債券は、米ドル以外の通貨建て債券を
含む場合があります。**

※当ファンドは、PIMCOが運用するバミューダ籍外国投資信託と、日興アセットマネジメントが運用する証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズです。

特長
2

年1回（原則1月15日）決算を行ないます。

※以下の全8コース間で無手数料でスイッチングが可能です。

- ・日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）
- ・日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
- ・日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）
- ・日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）
- ・日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）
- ・日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）
- ・日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）
- ・日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

特長
3

ピムコジャパンリミテッドに運用を委託します。

ピムコジャパンリミテッドは、米国債券運用最大手の一社であるPIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本の拠点です。

主要投資対象国

- 当ファンドは、主に米ドル建ての新興国のソブリン債に投資を行います。
- 当ファンドは、「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド」を参考指数としています。

投資対象となる主な新興国



主要国の国債利回り



※各国国債利回りは、米国、ドイツ、日本は残存5年の国債利回り、新興国はJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドにおける各国の国債利回りです。「新興国の平均」は、同指数の最終利回りです。

※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。

※上記データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

<ご参考>ファンダメンタルズと信用力

- 新興国のファンダメンタルズと信用力は改善傾向にあります。

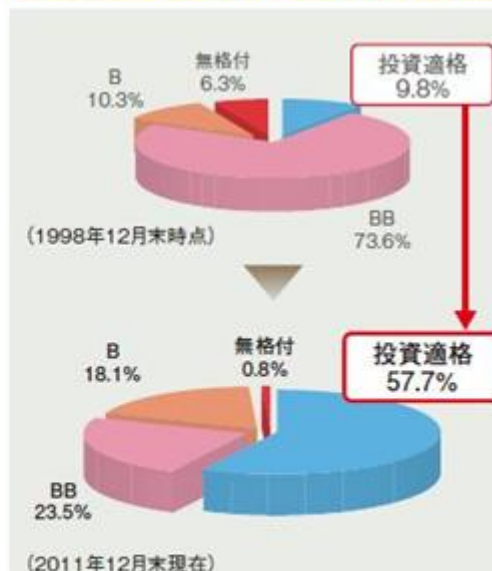
債券の信用格付と利回り



主要国の格付

(2012年1月末現在)		格付
先進国		
ドイツ	AAA	
米国	AA+	
日本	AA-	
新興国		
新興国の平均	BBB-	
ポーランド	A	
メキシコ	A-	
ブラジル	A-	
ロシア	BBB+	
コロンビア	BBB+	
ペルー	BBB+	
カザフスタン	BBB+	
トルコ	BBB-	
フィリピン	BB+	
インドネシア	BB+	
ベネズエラ	B+	
レバノン	B	

新興国ソブリン債市場の格付別内訳



※各国の格付はスタンダード&プアーズ社が自国通貨建て長期債に付与しているものです。

※「新興国の平均」は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドの平均格付です。

※上記の国と実際の投資対象国が異なる場合があります。

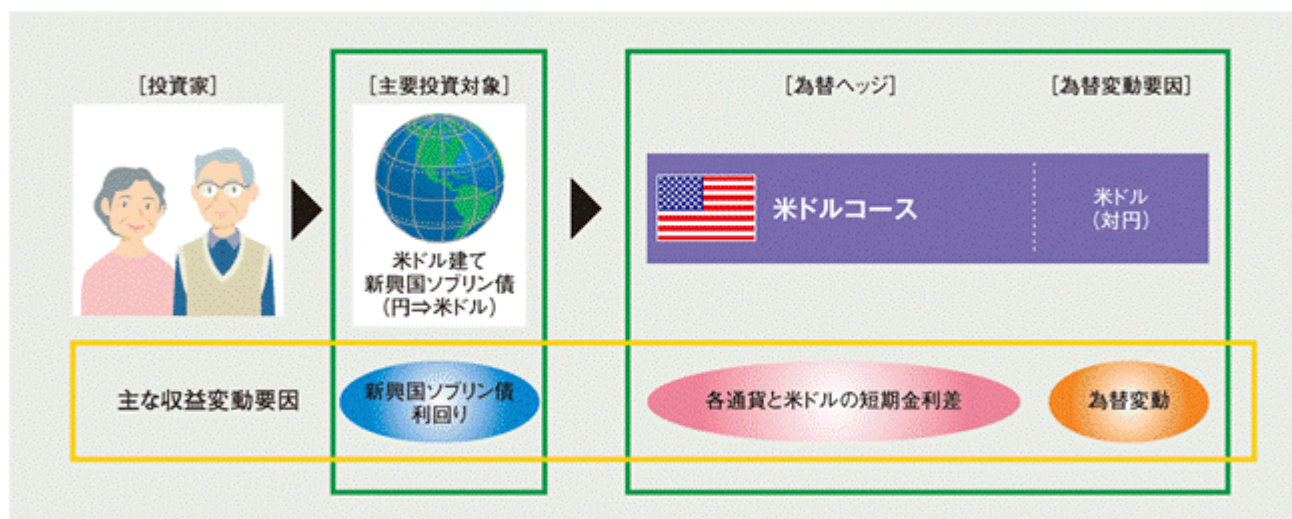
※上記グラフデータは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

※信頼できると判断したデータをもとにPIMCOが作成。

※投資適格とは、AAA～BBB格相当の格付を付与された債券を指します。

※表示単位未満の数値の四捨五入により、構成比率の合計が100%にならない場合があります。

主な収益変動要因

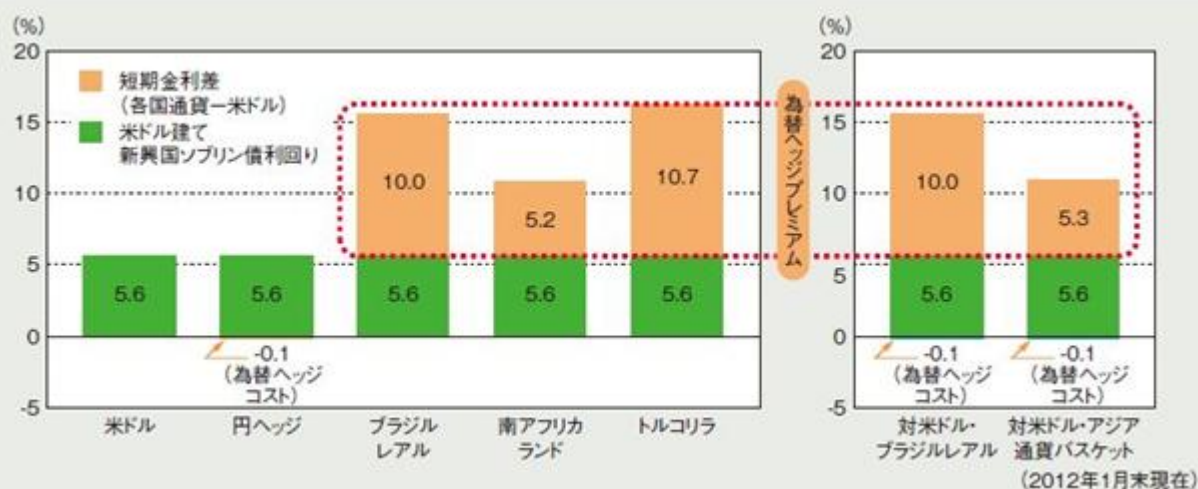


※上記はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。また、為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

<ご参考> 主な収益変動要因

- 債券の売買損益や為替の損益の他に、米ドル建て新興国ソブリン債からの金利と、為替ヘッジコスト／為替ヘッジプレミアムを加えた部分が当ファンドの主な収益変動要因であり、分配金の原資になります。

米ドル建て新興国ソブリン債利回りと為替ヘッジコスト／為替ヘッジプレミアム



※為替ヘッジプレミアム(コスト)の水準は、各国通貨の短期金利の変化によって影響を受けます。

※米ドル建て新興国ソブリン債利回り:JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースィファイドの最終利回り

※各国短期金利:米ドル、円ヘッジは1ヵ月Libor、ブラジルレアルはスワップ金利、南アフリカランド、トルコリラは銀行間金利、アジア通貨バスケットの金利はインドネシアルピア、インドルピー、中国人民元、韓国ウォンの銀行間金利を均等配分したもの。

※上記は当ファンドの金利水準や運用成果等を示すものではありません。

基準価額の主な変動要因について

●基準価額には、主に以下のような変動要因があります。

↑ 基準価額の上昇要因 ↑	コース	↓ 基準価額の下落要因 ↓
米ドル建て新興国債券の 利回り低下（価格上昇） 新興国の信用格付の 引き上げ 円安／米ドル高	 資産成長型 (米ドルコース)	米ドル建て新興国債券の 利回り上昇（価格下落） 新興国の信用格付の 引き下げ 円高／米ドル安

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

※上記は基準価額の主な変動要因の概要であり、ファンドの運用成果を約束するものでも、全ての変動要因を網羅したものでもありません。

■主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。

■分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

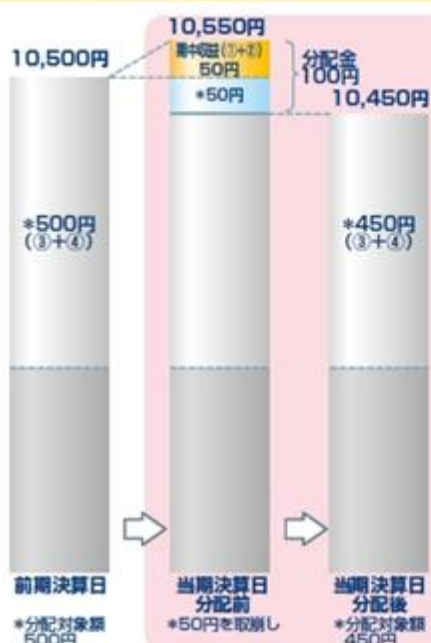
投資信託で分配金が支払われるイメージ



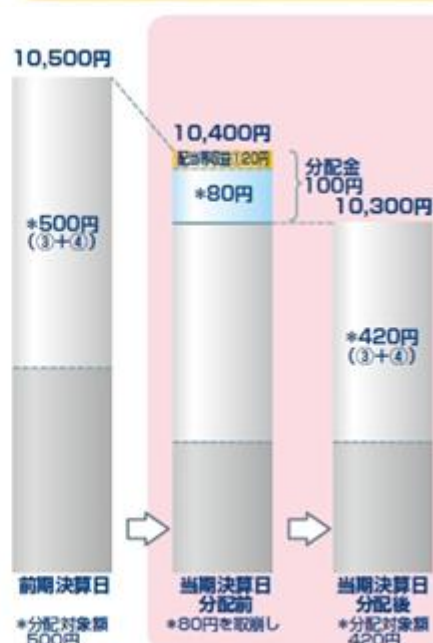
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

- ・ 普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

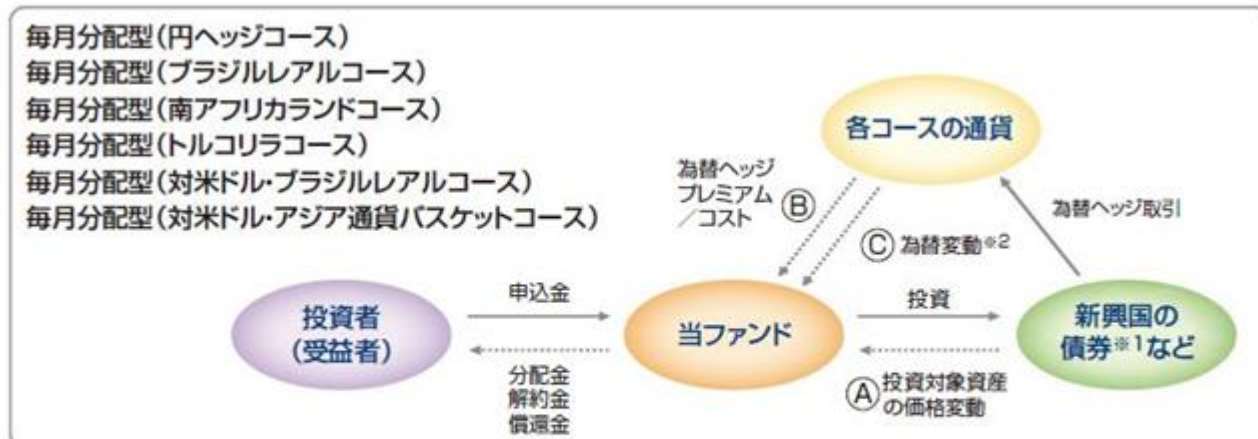
通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

- 通貨選択型の投資信託は、投資対象資産（株式や債券など）の運用に加えて、為替ヘッジ取引による通貨の運用も行っており、為替ヘッジの対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



* 毎月分配型（米ドルコース）および資産成長型（米ドルコース）



※1 当ファンドは、外国投資信託を通じて新興国の債券に投資を行ないます。

※2 円ヘッジコースは、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

収益の源泉		=		(A)	(B)	(C)
収益の源泉		=		債券の値上がり/値下がり	為替ヘッジプレミアム/コスト	為替差益/差損
米ドルコース	収益を得られるケース			債券価格の上昇	為替ヘッジを行なわないのでありません。	為替差益の発生 原資産通貨に対して 円安
	損失やコストが発生するケース			債券価格の下落		為替差損の発生 原資産通貨に対して 円高
収益の源泉		=		(A)	(B)	(C)
収益の源泉		=		債券の値上がり/値下がり	為替ヘッジプレミアム/コスト	為替差益/差損
毎月分配型（円ヘッジコース）	収益を得られるケース			債券価格の上昇	ヘッジプレミアムの発生 円の金利 - 原資産通貨の金利 がプラス	原則として 為替ヘッジを行ない、 為替変動リスクの 低減を図ります。
	損失やコストが発生するケース			債券価格の下落	ヘッジコストの発生 円の金利 - 原資産通貨の金利 がマイナス	

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項は次ページもご確認ください。

通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項は前ページもご確認ください。

収益の源泉		=	(A) 債券の値上がり／値下がり	+	(B) 為替ヘッジプレミアム／コスト	+	(C) 為替差益／差損
毎月分配型 (ブラジルリアル コース) ・ 毎月分配型 (南アフリカランド コース) ・ 毎月分配型 (トルコリラ コース)	収益を得られる ケース		債券価格の上昇		ヘッジプレミアムの発生 各コースの — 原資産通貨の 通貨の金利 金利 が プラス		為替差益の発生 各コースの通貨に対して 円安
	損失やコストが 発生するケース		債券価格の下落		ヘッジコストの発生 各コースの — 原資産通貨の 通貨の金利 金利 が マイナス		為替差損の発生 各コースの通貨に対して 円高
収益の源泉		=	(A) 債券の値上がり／値下がり	+	(B) 為替ヘッジプレミアム／コスト	+	(C) 為替差益／差損
毎月分配型 (対米ドル・ ブラジルリアル コース) ・ 毎月分配型 (対米ドル・ アジア通貨 バスケット コース)	収益を得られる ケース		債券価格の上昇		ヘッジプレミアムの発生 各コースの — 米ドルの金利 通貨の金利 円金利 — 原資産通貨の 金利 が プラス		為替差益の発生 各コースの通貨に対して 米ドル安
	損失やコストが 発生するケース		債券価格の下落		ヘッジコストの発生 各コースの — 米ドルの金利 通貨の金利 円金利 — 原資産通貨の 金利 が マイナス		為替差損の発生 各コースの通貨に対して 米ドル高

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用に関する留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引(NDF取引)を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことを言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替ヘッジプレミアム／コストが、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

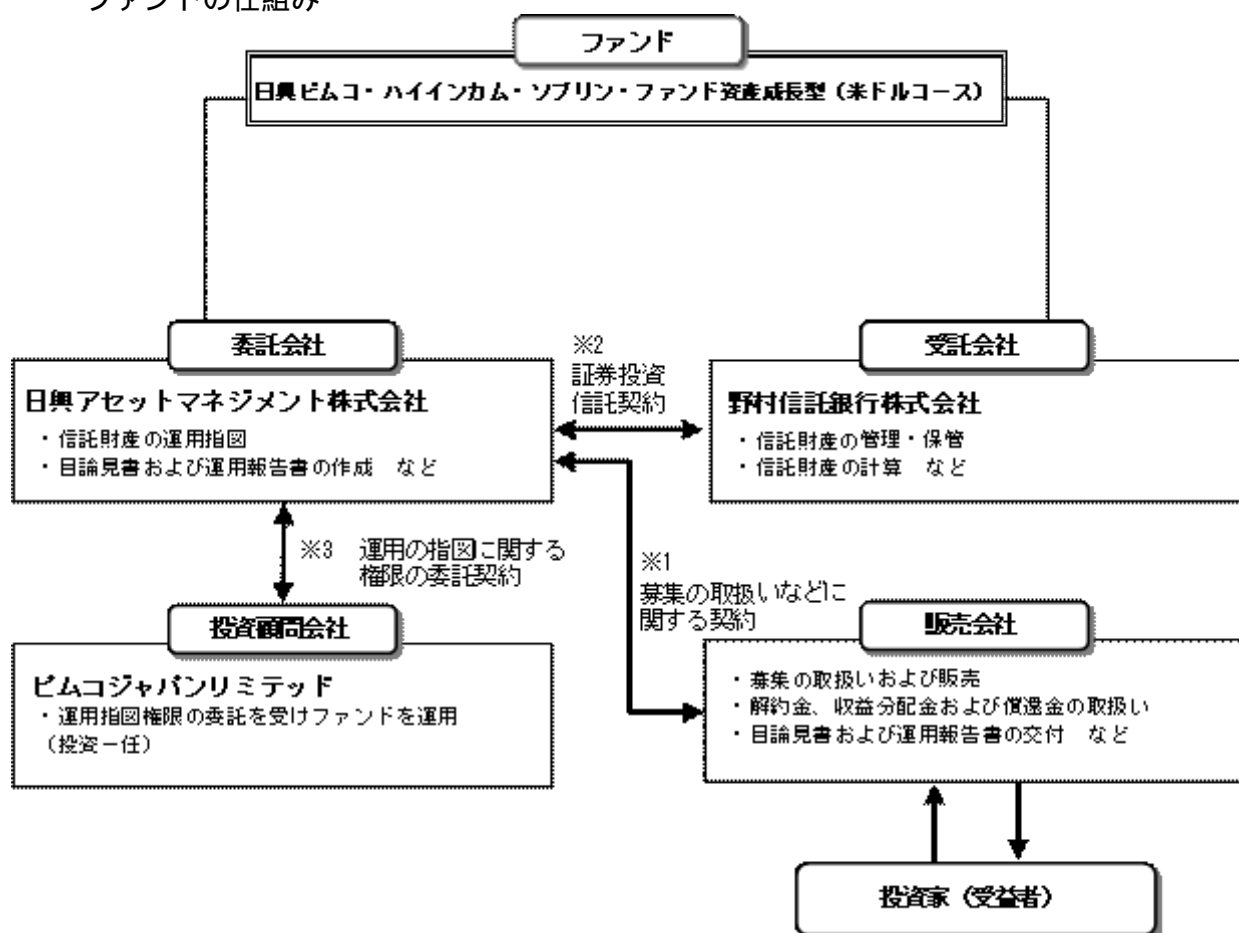
平成20年11月12日 ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

平成21年6月16日 ファンド名称変更

新名称：日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型
(米ドルコース)

旧名称：日興・ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長
型(ヘッジなし)

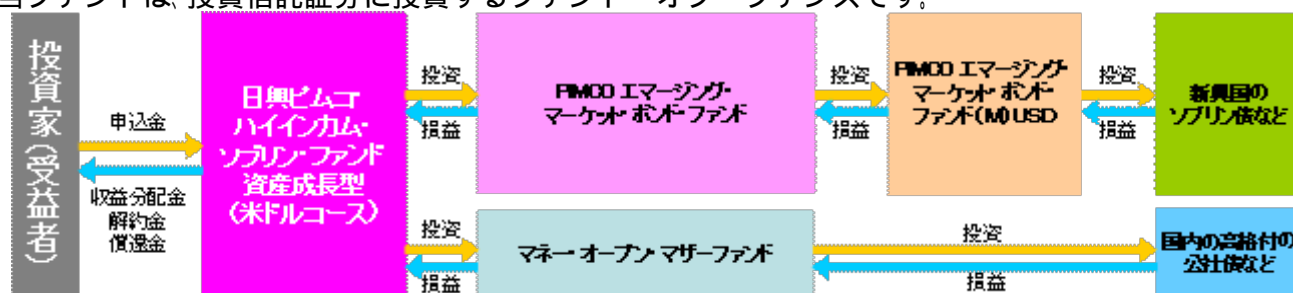
(3) 【ファンドの仕組み】
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況（平成24年1月末現在）

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

住友信託銀行株式会社は、2012年4月1日付で以下の通り、名称および住所を変更
 名称：三井住友信託銀行株式会社 住所：東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

2【投資方針】

(1)【投資方針】

・以下の投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないます。

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

・各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。

・なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

以下の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 有価証券

2) 金銭債権

3) 約束手形

4) 為替手形

主として次の外国投資信託の受益証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1) バミューダ籍円建外国投資信託「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

2) 証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」

3) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー

4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

次の取引ができます。

1) 資金の借入

投資対象とする投資信託証券の概要

< P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド >（バミューダ籍円建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	「P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）USD」受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	・「P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）USD」受益証券を主要投資対象とし、J P モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとして、これを上回る投資成果をめざしつつ、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）USD」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
主な投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年5月末日

（ご参考）P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）USD

運用の基本方針

基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	・通常、主として新興国のソブリン債およびソブリン債に準ずる発行体が発行する債券に投資をします。これら債券には、米ドル建てのものも、米ドル以外の通貨建てのものも含まれます。 ・また、ファンドはこの他以下の債券などに投資します。 1. 米国以外の政府、その政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 2. 国際機関の発行する債券 3. 米国の発行体および米国以外の発行体の社債およびC P 4. 政府および企業が発行するインフレ連動債 5. 仕組債 6. ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ 7. 譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形 8. 現先取引および逆現先取引 9. 州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 10. 米国政府、政府機関、政府企業が発行または保証する証券
投資方針	・J P モルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果をめざすとともに、トータルリターンの最大化をめざします。 ・外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行ないません。
主な投資制限	・B 格（ムーディーズ社、スタンダード＆プアーズ社、フィッチ社による同等格の格付、またはこれらの格付会社による格付が無い場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると認めたもの）未満の債券への投資は、ファンドの純資産総額の15%まで可能とします。 ・ファンドの平均デュレーションは、通常的环境下、8 年を超えないものとします。 ・ファンドは、1 発行体に資産の10%を限度として投資することができます。ただし、政府証券、政府機関証券などへの投資には制限を設けません。 ・原則として、ファンドの純資産総額の95%以上が実質米ドル資産となるように投資をします。 ・ファンドは、オプション取引、先物取引、スワップ取引などの派生商品に投資をします。 ・流動性の乏しい証券への投資は、ファンドの純資産総額の15%までとします。 ・ファンドは、少なくとも純資産総額の50%を、日本の金融商品取引法に定める「有価証券」の定義に該当する有価証券（企業または政府の債務証券、コマーシャル・ペーパーなど）および債券に係るデリバティブ商品に投資します。 ・ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行なうことができます。ただし、ファンドの純資産総額の100%を超えないものとします。 ・資金の借入れの合計金額がファンドの純資産総額の10%を超える借入残高が生じる借入れは行なわないものとします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年5月末日

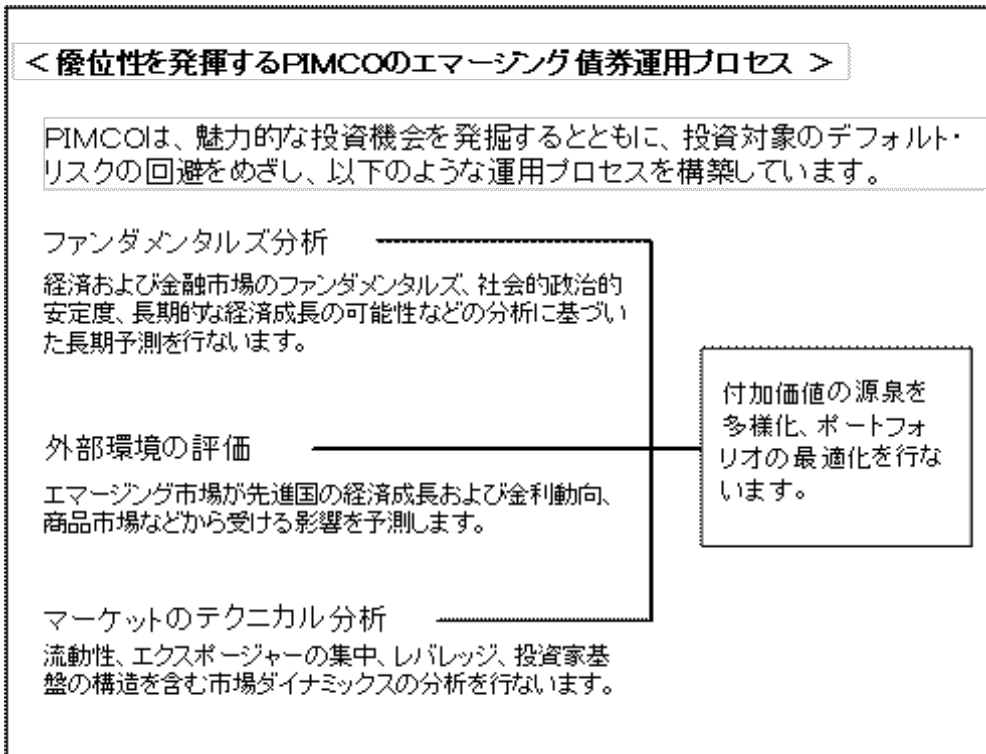
< マネー・オープン・マザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成15年3月28日設定）
決算日	毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）

(3) 【運用体制】

- ・当ファンドの運用は、委託会社である日興アセットマネジメント株式会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、ピムコジャパンリミテッドが行ないます。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本における拠点です。
- ・投資対象である「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」は、PIMCOが運用します。

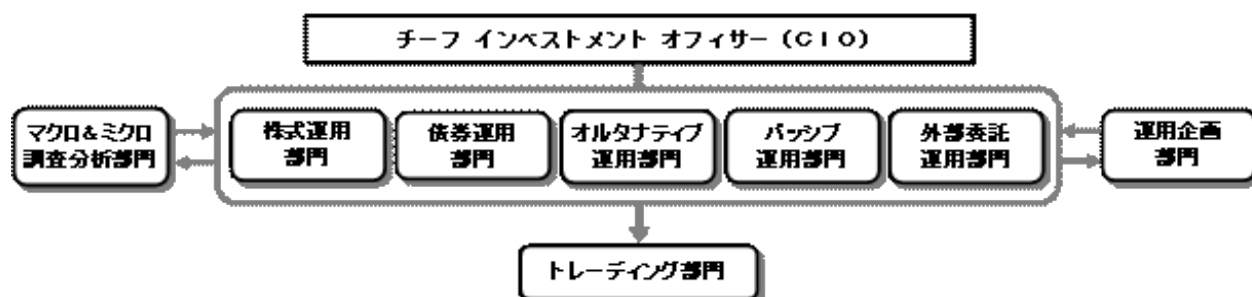
< PIMCOにおける運用体制 >



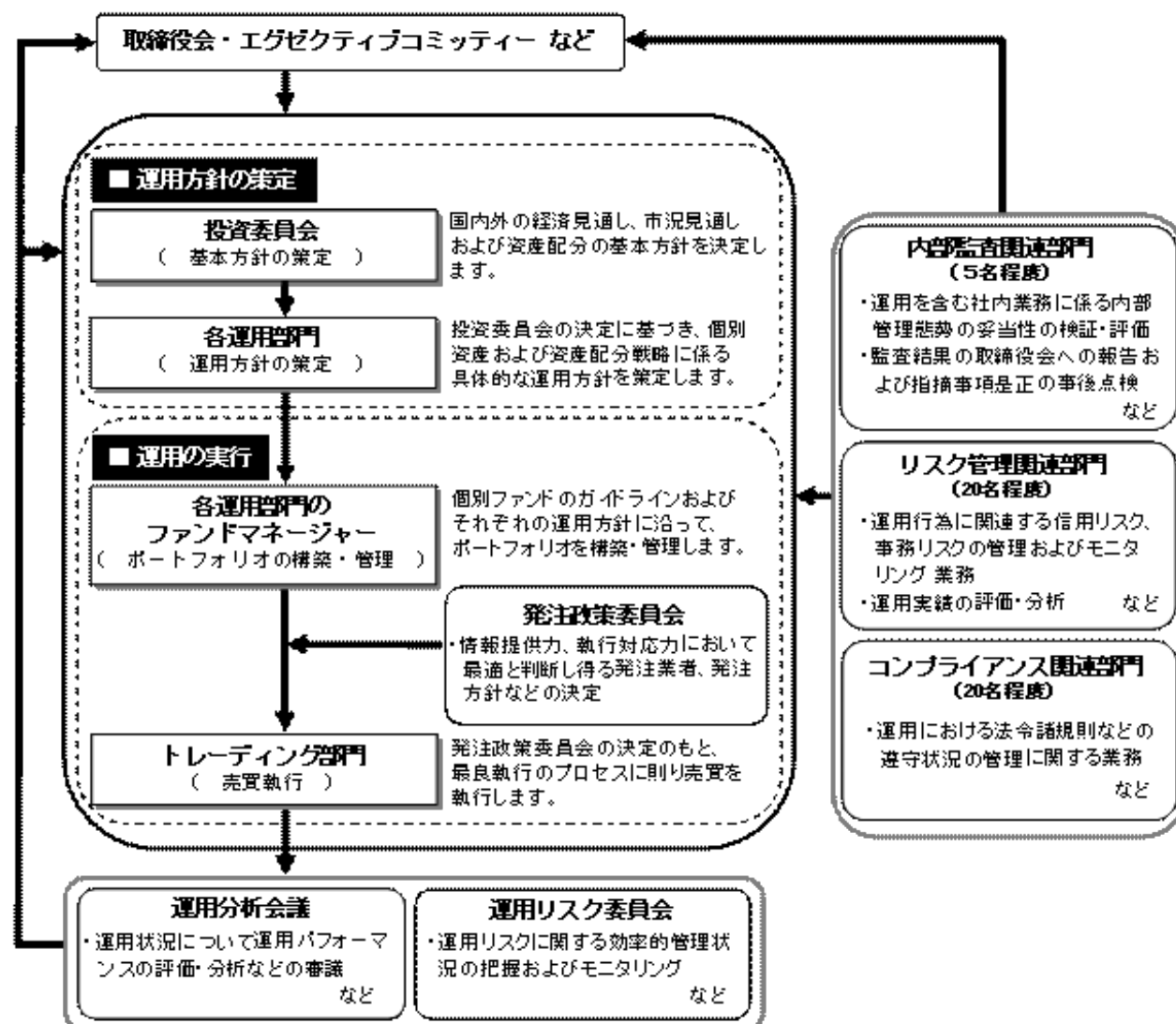
(2011年12月末現在)

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているなどのモニタリングを行っております。

上記体制は平成24年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

１）前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

２）有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

３）同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行なわれる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

４）外貨建資産への直接投資は行ないません。

５）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ）解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ）解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

３【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・ 投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。ま

た、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として為替ヘッジを行わないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場が米ドルに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

< その他の留意事項 >

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

- ・ 基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

- ・ 運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

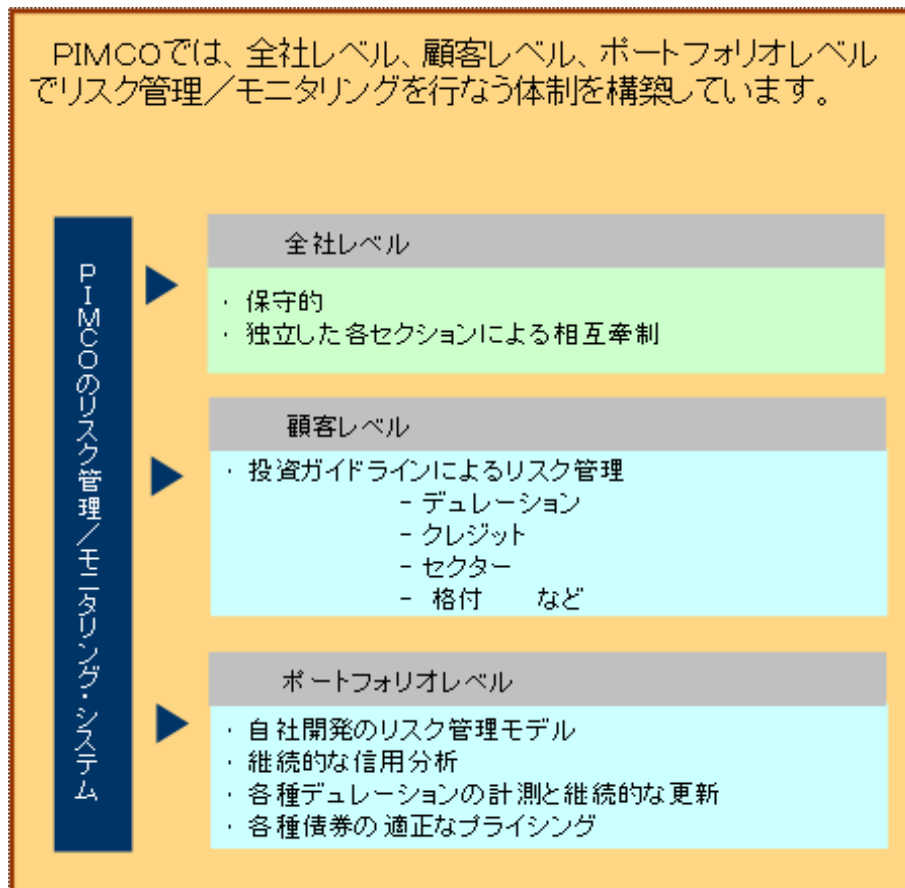
- ・ 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制

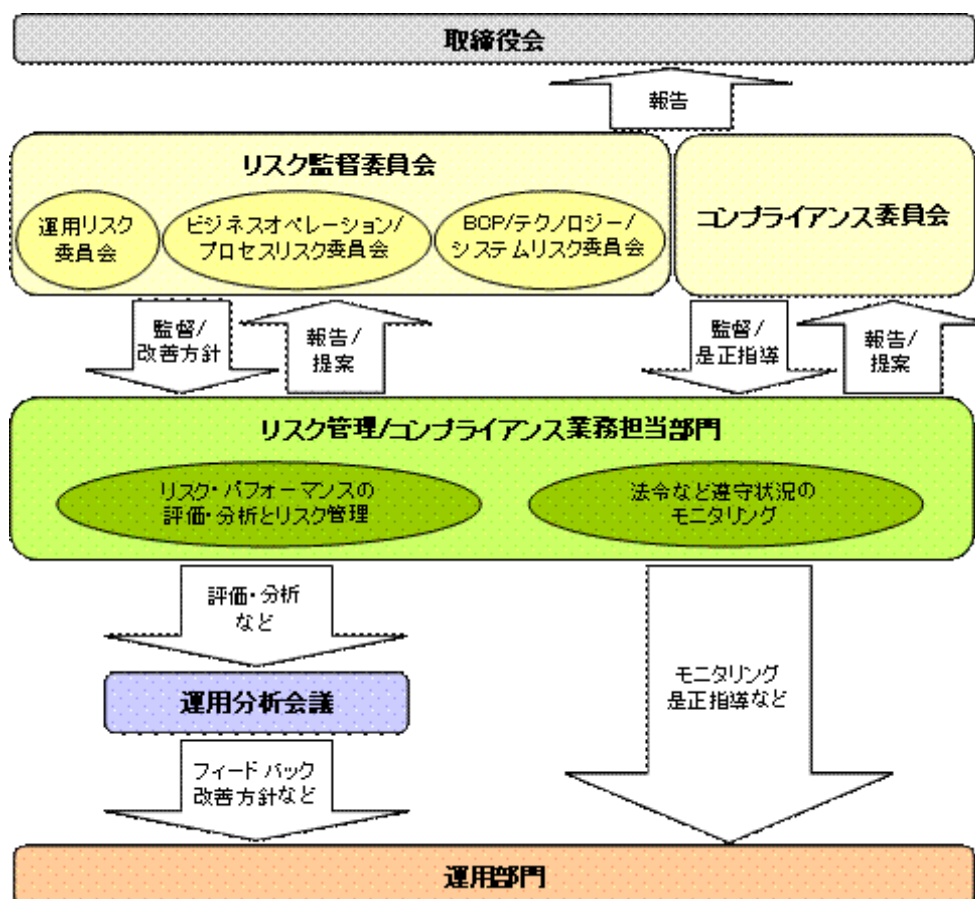
< P I M C Oにおけるリスク管理体制 >

ポートフォリオのリスク管理体制について、P I M C Oは、お客様のポートフォリオ運用において実効性のある管理を行なうためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行なうことが不可欠であると考えています。全てのポートフォリオと全ての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの3つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することにより、システムの信頼性を保っています。



(2011年12月末現在)

< 日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制 >



■ 全社的リスク管理

当社は運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■ リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■ 法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス関連部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は平成24年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率およびスイッチング手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

申込手数料

- ・販売会社における申込手数料率は3.15%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

スイッチング手数料

本書提出日現在、販売会社におけるスイッチング手数料はありません。

以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.68%（税抜1.6%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額	信託報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.6800% (1.60%)	0.9135% (0.87%)	0.7350% (0.70%)	0.0315% (0.03%)
100億円超300億円以下の部分		0.8610% (0.82%)	0.7875% (0.75%)	
300億円超1,000億円以下の部分		0.8085% (0.77%)	0.8400% (0.80%)	
1,000億円超の部分		0.7560% (0.72%)	0.8925% (0.85%)	

括弧内は税抜です。

投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づい

て見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとの諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。これら諸費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上し、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。

有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。

目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。

格付の取得に要する費用。

ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

< 投資対象とする投資信託証券に係る費用 >

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・先物・オプション取引に要する費用 など

「マネー・オープン・マザーファンド」

- ・組入る有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

- ・なお、上記の10%の税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

2) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

- ・なお、上記の10%の税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および

地方税 5 %) の税率となる予定です。

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

- 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税
 - ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、7 %（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
 - ・ なお、上記の7 %の税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147 %（所得税のみ）、平成26年1月1日以降は15.315 %（所得税のみ）の税率となる予定です。
- 2) 益金不算入制度の適用
 - 益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

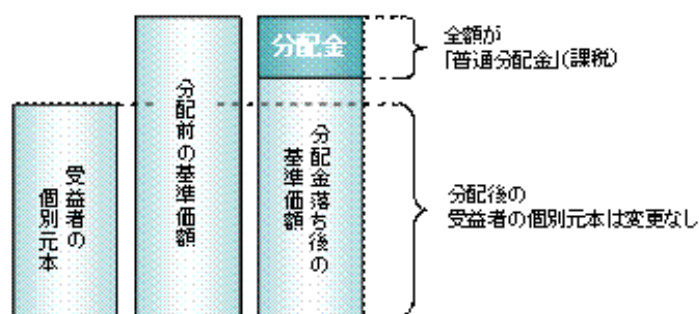
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

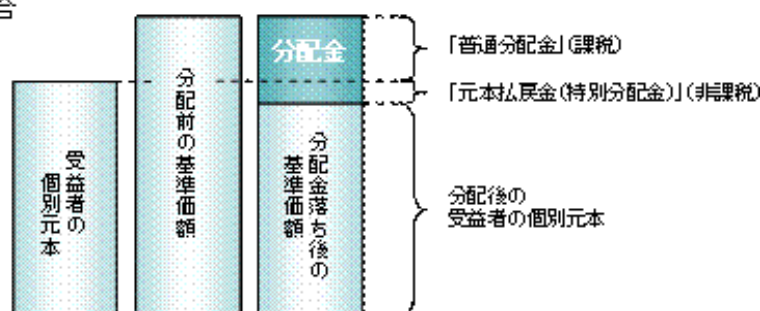
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は本書提出日現在のものであり、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱

いに変更になる場合があります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2012年1月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	112,300,950	99.40
親投資信託受益証券	日本	114,958	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	-	563,248	0.50
合計（純資産総額）		112,979,156	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	18,925	5,898.96	111,637,972	5,934	112,300,950	99.40
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	113,193	1.0155	114,958	1.0156	114,958	0.10

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.40
親投資信託受益証券	0.10
合 計	99.50

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】
【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末	2009年 1月15日	2	2	0.9964	0.9964
第2計算期間末	2010年 1月15日	72	72	1.2912	1.2982
第3計算期間末	2011年 1月17日	78	78	1.3029	1.3099
第4計算期間末	2012年 1月16日	111	112	1.2556	1.2626
2011年 1月末日		82	-	1.2834	-
2月末日		79	-	1.2729	-
3月末日		86	-	1.3074	-
4月末日		103	-	1.3148	-
5月末日		107	-	1.3075	-
6月末日		104	-	1.3073	-
7月末日		102	-	1.2752	-
8月末日		125	-	1.2506	-
9月末日		126	-	1.2068	-
10月末日		117	-	1.2396	-
11月末日		111	-	1.2576	-
12月末日		117	-	1.2708	-
2012年 1月末日		112	-	1.2621	-

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2008年11月12日～2009年 1月15日	0
第2期	2009年 1月16日～2010年 1月15日	0.0070
第3期	2010年 1月16日～2011年 1月17日	0.0070
第4期	2011年 1月18日～2012年 1月16日	0.0070

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2008年11月12日～2009年 1月15日	0.36
第2期	2009年 1月16日～2010年 1月15日	30.29
第3期	2010年 1月16日～2011年 1月17日	1.45
第4期	2011年 1月18日～2012年 1月16日	3.09

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2008年11月12日～2009年 1月15日	2,944,461	0
第2期	2009年 1月16日～2010年 1月15日	123,888,042	70,641,848
第3期	2010年 1月16日～2011年 1月17日	43,817,909	40,034,869
第4期	2011年 1月18日～2012年 1月16日	57,847,607	28,983,501

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）マネー・オープン・マザーファンド

以下の運用状況は2012年1月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	59,983,198	12.30
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	-	427,565,462	87.70
合計（純資産総額）		487,548,660	100.00

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	利率（％）	償還期限	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
日本	国債証券	第２２７回国庫短期証券	—	2012/04/10	40,000,000	99.98	39,992,208	99.98	39,992,208	8.20
日本	国債証券	第２４９回国庫短期証券	—	2012/07/10	20,000,000	99.95	19,990,990	99.95	19,990,990	4.10

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	12.30
合 計	12.30

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

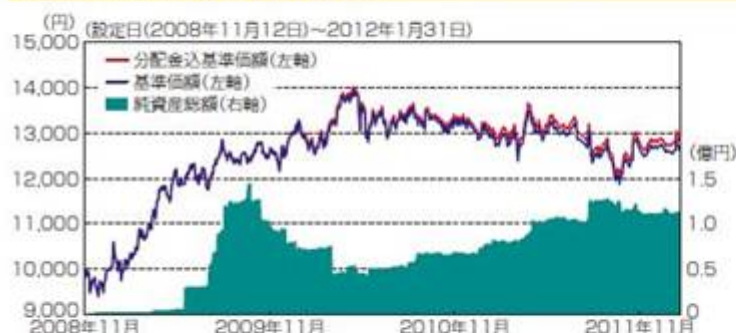
該当事項はありません。

(参考情報)

運用実績(資産成長型(米ドルコース))

2012年1月31日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額..... 12,621円

純資産総額..... 1.12億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2009年1月	2010年1月	2011年1月	2012年1月	設定来累計
0円	70円	70円	70円	210円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	99.4%
マネー・オープン・マザー・ファンド	0.1%
現金その他	0.5%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	87%
現金その他	13%
組入銘柄数	349
平均デュレーション	6.03年
平均最終利回り	4.84%
平均格付	BBB-

<国別投資比率(上位10カ国)>

1	ロシア	15.7%
2	ブラジル	13.2%
3	メキシコ	7.8%
4	インドネシア	7.2%
5	コロンビア	5.6%
6	トルコ	5.3%
7	フィリピン	4.6%
8	カザフスタン	4.5%
9	ウルグアイ	2.6%
10	パナマ	2.5%

<通貨別構成比率>

	通貨	比率
1	米ドル	100%
2	ブラジルレアル	0%
3	その他	0%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。

※「通貨別構成比率」「国別投資比率」は、純資産総額に対する比率です。

※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。

※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加算平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※「国別投資比率(上位10カ国)」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2008年は、設定時から2008年末までの騰落率です。

※2012年は、2012年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（3）スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を取り消します。

投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

仮に、受益者がスイッチングによらず、一方のファンドの取得の申込み、および、他方のファンドの解約請求を個別に行なった場合には、中止・取消事由が生じたファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消しますが、中止・取消事由が生じていないもう一方のファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を、通常通り取り扱います。

（4）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（5）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（6）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（7）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（8）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（9）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

(11) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(12) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日

- ・解約請求日から解約代金の支払開始日までの間（解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（６）手取額

- １口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。
税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

１口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。
 - ・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行なわない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。
- 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）
 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）
 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）
 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）
 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）
 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）
 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

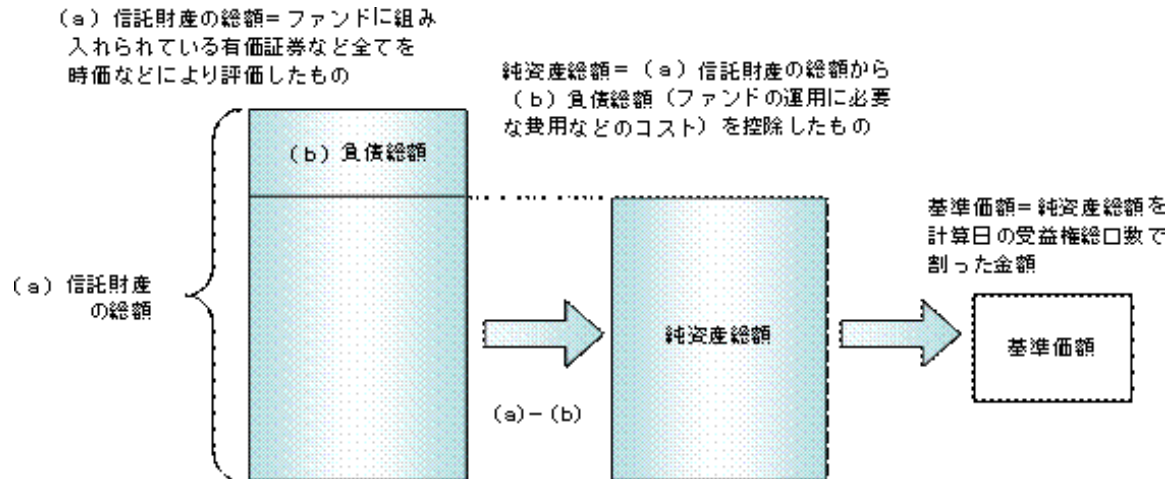
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成31年1月15日までとします（平成20年11月12日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年1月16日から翌年1月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により純資産総額が10億円を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難

な場合

- ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - 二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

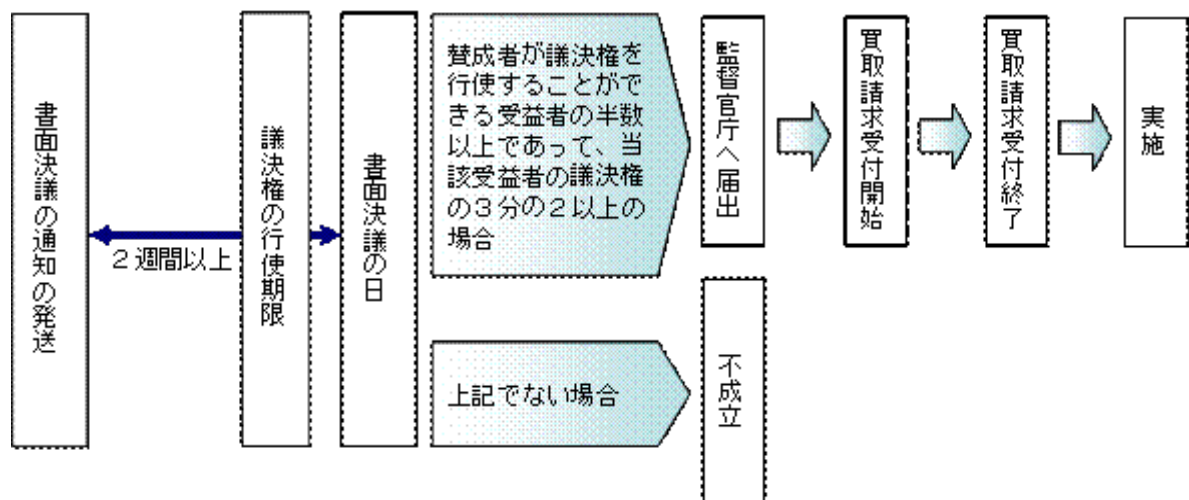
信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の 2 週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
 - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
 - 受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
 - 受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含みます。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号、その後の改正を含みます。）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成22年1月16日から平成23年1月17日まで）及び第4期計算期間（平成23年1月18日から平成24年1月16日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

日興ビムコ・ハインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 平成23年 1 月17日現在	第4期 平成24年 1 月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,895,690	3,132,012
投資信託受益証券	77,195,206	110,022,249
親投資信託受益証券	78,235	111,789
未収利息	5	5
流動資産合計	80,169,136	113,266,055
資産合計	80,169,136	113,266,055
負債の部		
流動負債		
未払金	990,166	-
未払収益分配金	419,815	621,864
未払受託者報酬	10,453	18,632
未払委託者報酬	550,186	978,347
その他未払費用	59,613	101,972
流動負債合計	2,030,233	1,720,815
負債合計	2,030,233	1,720,815
純資産の部		
元本等		
元本	59,973,695	88,837,801
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	18,165,208	22,707,439
（分配準備積立金）	6,917,610	16,344,495
元本等合計	78,138,903	111,545,240
純資産合計	78,138,903	111,545,240
負債純資産合計	80,169,136	113,266,055

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自 平成22年 1 月16日 至 平成23年 1 月17日	第4期 自 平成23年 1 月18日 至 平成24年 1 月16日
営業収益		
受取配当金	8,323,663	16,220,769
受取利息	900	990
有価証券売買等損益	6,013,856	18,466,781
営業収益合計	2,310,707	2,245,022
営業費用		
受託者報酬	19,384	33,127
委託者報酬	1,020,719	1,739,972
その他費用	61,654	105,309
営業費用合計	1,101,757	1,878,408
営業利益又は営業損失（ ）	1,208,950	4,123,430
経常利益又は経常損失（ ）	1,208,950	4,123,430
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,208,950	4,123,430
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,361,851	1,397,265
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	16,361,793	18,165,208
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,320,760	16,493,344
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,320,760	16,493,344
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,944,629	8,603,084
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,944,629	8,603,084
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	419,815	621,864
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	18,165,208	22,707,439

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別 項目	第3期 自 平成22年 1月16日 至 平成23年 1月17日	第4期 自 平成23年 1月18日 至 平成24年 1月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	投資信託受益証券 同左
	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月16日から翌年1月15日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は平成22年 1月16日から平成23年 1月17日までとなっております。	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月16日から翌年1月15日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は平成23年 1月18日から平成24年 1月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第3期 平成23年 1月17日現在		第4期 平成24年 1月16日現在	
1. 期首元本額	56,190,655円	1. 期首元本額	59,973,695円
期中追加設定元本額	43,817,909円	期中追加設定元本額	57,847,607円
期中一部解約元本額	40,034,869円	期中一部解約元本額	28,983,501円
2. 計算期間末日における受益権の総数	59,973,695口	2. 計算期間末日における受益権の総数	88,837,801口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期 自 平成22年 1月16日 至 平成23年 1月17日		第4期 自 平成23年 1月18日 至 平成24年 1月16日	
1.	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 402,303円	1.	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 720,163円
2.	分配金の計算過程	2.	分配金の計算過程
A	計算期末における費用控除後の配当等収益 5,775,500円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益 11,940,073円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 0円
C	信託約款に定める収益調整金 11,247,598円	C	信託約款に定める収益調整金 24,153,514円
D	信託約款に定める分配準備積立金 1,561,925円	D	信託約款に定める分配準備積立金 5,026,286円
E	分配対象収益(A+B+C+D) 18,585,023円	E	分配対象収益(A+B+C+D) 41,119,873円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり) 0.3098円 3,098円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり) 0.4628円 4,628円
G	分配金額 419,815円	G	分配金額 621,864円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり) 0.0070円 70円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり) 0.0070円 70円

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

前期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

	第3期 自 平成22年 1月16日 至 平成23年 1月17日	第4期 自 平成23年 1月18日 至 平成24年 1月16日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第3期 自 平成22年 1月16日 至 平成23年 1月17日	第4期 自 平成23年 1月18日 至 平成24年 1月16日
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第3期（自 平成22年1月16日 至 平成23年1月17日）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	6,039,880
親投資信託受益証券	68
合計	6,039,812

第4期（自 平成23年1月18日 至 平成24年1月16日）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	14,740,817
親投資信託受益証券	120
合計	14,740,697

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（ 1 口当たり情報 ）

第3期 平成23年 1月17日現在		第4期 平成24年 1月16日現在	
1口当たり純資産額	1.3029円	1口当たり純資産額	1.2556円
（ 1 万口当たり純資産額 ）	（ 13,029円 ）	（ 1 万口当たり純資産額 ）	（ 12,556円 ）

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	P I M C O エマージング・マーケット ・ボンド・ファンド	18,651	110,022,249	
投資信託受益証券 合計		18,651	110,022,249	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	110,072	111,789	
親投資信託受益証券 合計		110,072	111,789	
合計		128,723	110,134,038	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドです。同ファンドの状況は次の通りです。

また、当ファンドは「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

同ファンドはバミューダ籍のオープン・エンド契約型円建外国投資信託であります。同ファンドは、計算期間（平成22年 6月 1日から平成23年 5月31日まで）が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。同ファンドの「資産・負債計算書」、「損益計算書」およびそれに続く「純資産変動計算書」などは、委託会社が当ファンドの投資顧問会社であるピムコジャパンリミテッドから入手した平成23年 5月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

資産・負債計算書

2011年5月31日現在

（金額単位：受益証券1口当たり金額を除き、千米ドル）

資産：

	PIMCOエマー ジング・マーケット・ ボンド・ファンド	PIMCOエマー ジング・マーケット・ ボンド・ファンド（M）
投資有価証券（時価）	\$ 1,891	\$ 661,592
親投資信託受益証券（時価）	482,614	0
レボ契約（時価）	0	31,600
外貨（時価）	0	97
取引相手先預け金	0	1,750
投資有価証券売却に係る未収金	0	12,233
親投資信託受益証券売却に係る未収金	1,174	0
ファンド受益証券売却に係る未収金	35	196
未収利息および未収配当金	0	9,010
未収変動証拠金	0	3
支払スワップ・プレミアム	0	3,798
外国為替契約に係る未実現評価益	0	974
スワップ契約に係る未実現評価益	0	4,682
	485,714	725,935

負債：

投資有価証券購入に係る未払金	\$ 2	\$ 9,034
親投資信託受益証券購入に係る未払金	0	0
取引相手先からの預かり金	0	2,810
保管会社からの借入金（当座貸越）	0	3,136
売建オプション残高	0	10
ファンド受益証券買戻しに係る未払金	1,207	1,260
受取スワップ・プレミアム	0	5,399
外国為替契約に係る未実現評価損	43	3,289
スワップ契約に係る未実現評価損	0	107
	1,252	25,045

純資産

純資産の構成：

払込資本金	\$ 578,962	\$ 510,572
未分配（超過分配）投資純利益	(169,554)	(14,309)
累積未分配実現純利益（損失）	29,515	158,412
未実現評価純（損）益	45,539	46,215
	\$ 484,462	\$ 700,890
純資産：	\$ 484,462	\$ 700,890

発行済受益証券数：

5,832 56,026

受益証券1口当たりの純資産価額および買戻価格

（機能通貨表示）	\$ 83.06	\$ 12.51
（報告通貨表示）	\ 6,748	N/A

保有投資有価証券（原価）

保有親投資信託受益証券（原価）

保有レボ契約（原価）

保有外国通貨（原価）

売建オプションに係る受取プレミアム

\$ 1,891	\$ 618,775
\$ 437,032	\$ 0
\$ 0	\$ 31,600
\$ 0	\$ 96
\$ 0	\$ 26

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。
添付の注記参照

損益計算書

2011年5月31日に終了した会計年度

（金額単位：千円ドル）

投資収入：

受取利息（外国源泉税控除後^{*}）

親投資信託受益証券からの配当

その他収入

収入合計

PIMCOエマー
ジング・マーケッ
ト・ボンド・ファ
ンドPIMCOエマー
ジング・マーケッ
ト・ボンド・ファ
ンド（M）

\$	0	\$	44,453
	35,534		0
	0		1
	35,534		44,454

費用：

支払利息

支出合計

	0		13
	0		13

投資純利益

	35,534		44,441
--	--------	--	--------

実現・未実現純利益（損失）：

投資有価証券に係る実現純利益（損失）

親投資信託受益証券に係る実現純利益

先物契約、売建オプション、スワップ契約による実現純利
益

外国為替取引による実現純利益（損失）

投資による未実現評価益（評価損）の純変動額

親投資信託受益証券に係る未実現評価益（評価損）の純
変動額先物契約、売建オプション、スワップ契約による未実現評
価益（評価損）の純変動額外貨建資産・負債の換算に係る未実現評価益（評価損）
の純変動額

	0		50,794
	19,486		0
	0		10,669
	(702)		(4,166)
	0		11,098
	25,337		0
	0		999
	(96)		(3,506)

純利益（損失）

	44,025		65,888
--	--------	--	--------

運用による純資産の純増加額（減少額）

^{*} 外国源泉徴収税額

\$	79,559	\$	110,329
\$	0	\$	48

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

添付の注記参照

純資産変動計算書

2011年5月31日に終了した会計年度

（金額単位：千米ドル）

純資産の増加（減少）の内訳：

運用：

	PIMCOエマー ジング・マーケッ ト・ボンド・ファ ンド	PIMCOエマー ジング・マーケッ ト・ボンド・ファ ンド（M）
投資純利益	\$ 35,534	\$ 44,441
実現純利益（損失）	(702)	57,297
親投資信託受益証券に係る実現純利益	19,486	0
未実現評価益（評価損）の純変動額	(96)	8,591
親投資信託受益証券に係る未実現評価益（評価損）の純変動額	25,337	0
運用による純増加額（減少額）	79,559	110,329

受益者への分配：

投資純利益および実現キャピタルゲインより	(54,318)	(48,842)
投資純利益および実現キャピタルゲインを超過する分配	(23,278)	0

分配金合計	(77,596)	(48,842)
-------	----------	----------

ファンド受益証券取引：

受益証券売却による収入	21,738	157,193
分配金再投資による受益証券発行	0	9,627
受益証券買戻による支出	(175,528)	(385,370)
ファンド受益証券取引による純増加額（減少額）	(153,790)	(218,550)

純資産の増加（減少）額合計	(151,827)	(157,063)
---------------	-----------	-----------

純資産：

期首残高	636,289	857,953
期末残高 [*]	\$ 484,462	\$ 700,890
[*] うち、未分配（超過分配）投資純利益：	\$ (169,554)	\$ (14,309)

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。
添付の注記参照

投資有価証券明細表

PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド

2011年5月31日

	口数	時価 (単位：千)
ミューチュアル・ファンド (a) 99.6%		
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (M)		
(取得原価 \$437,032)	38,578,291	\$ 482,614
	元本金額 (単位：千)	
短期運用商品 0.4%		
定期預金 0.4%		
ANZ National Bank		
0.010% due 06/01/2011 \	8,181	101
Brown Brothers Harriman & Co.		
0.138% due 06/01/2011 GBP	1	2
3.894% due 06/01/2011 AUD	1	1
Deutsche Bank AG		
0.030% due 06/01/2011 \$	1,787	1,787
短期運用商品合計		
(取得原価 \$1,891)		1,891
投資有価証券合計 100.0%		
(取得原価 \$438,923)		\$ 484,505
その他の資産および負債（純額）0.0%		(43)
純資産 100.0%		\$ 484,462

投資有価証券明細表に対する注記（金額単位：千円ドル*）：

* 残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

(a) 親投資信託受益証券

(b) 2011年5月31日現在の外国為替契約残高

種類	通貨	予約でカバー される元本金額	取引相手	決済月	未実現評価 益	未実現評価 (損)	未実現純評 価(損)益
売建	AUD	811	DUB	06/2011	\$ 0	\$ (9)	\$ (9)
売建	GBP	843	BOA	06/2011	0	(34)	(34)
					0	(43)	(43)

(c) 公正価値の測定⁽¹⁾

以下は、ファンドの資産と負債を評価するために使用された2011年5月31日現在の情報に基づいた公正価値の要約である。⁽²⁾

カテゴリー ⁽³⁾	レベル1 ⁽⁴⁾	レベル2 ⁽⁵⁾	レベル3 ⁽⁶⁾	公正価値
ミューチュアル・ファンド	\$ 482,614	\$ 0	\$ 0	\$ 482,614
短期運用商品	0	1,891	0	1,891
投資有価証券（時価）	482,614	1,891	0	484,505
金融デリバティブ商品 ⁽⁷⁾				
負債				
外国為替契約	0	(43)	0	(43)
金融デリバティブ商品合計	\$ 0	\$ (43)	\$ 0	\$ (43)
合計	\$ 482,614	\$ 1,848	\$ 0	\$ 484,462

(1) 詳細情報については財務書類に対する注記を参照。

(2) 2011年5月31日に終了した年度において、レベル1、レベル2、およびレベル3の間で重要な移動はなかった。

(3) 詳細情報については投資有価証券明細表を参照。

(4) 活発な市場における同一の有価証券の市場価格

(5) 重要なその他の識別可能な情報

(6) 重要な識別不能な情報

(7) 金融デリバティブ商品には、未決済の先物契約、スワップ契約、売建オプション、および外国為替契約が含まれることがある。

(d) 2011年5月31日現在のデリバティブ商品の公正価値[^]

以下は、ファンドが当期中に保有したデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に分類して要約したものである。

資産・負債計算書上のデリバティブ商品の公正価値（2011年5月31日現在）：

表示場所	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ					合計
	金利契約	外国為替契約	クレジット契約	エキイティ契約	その他の契約	
負債						
外国為替契約に係る未実現評価損	\$ 0	\$ (43)	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (43)

損益計算書に対するデリバティブ商品の影響（2011年5月31日に終了した会計年度）：

表示場所	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ					合計	
	金利契約	外国為替契約	クレジット契約	エクイティ契約	その他の契約		
運用により認識されたデリバティブに係る実現（損失）							
外国為替契約に係る実現純（損失）	\$ 0	\$ (929)	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$	(929)
運用により認識されたデリバティブに係る未実現評価損の変動額							
外国為替契約に係る未実現（評価損）の純変動額	\$ 0	\$ (96)	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$	(96)

^ 詳細情報については財務書類に対する注記を参照。

投資有価証券明細表

PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

2011年5月31日

	元本（千）	時価（千）
バーレーン 0.8%		
ソブリン債 0.8%		
Bahrain Government International Bond		
5.500% due 03/31/2020	\$ 5,800	\$ 5,747
バーレーン合計		5,747
（取得原価 \$5,685）		
バルバドス 0.7%		
社債等 0.7%		
Columbus International, Inc.		
11.500% due 11/20/2014	4,100	4,738
バルバドス合計		4,738
（取得原価 \$4,384）		
バミューダ 1.6%		
社債等 1.6%		
Noble Group Ltd.		
6.750% due 01/29/2020	8,900	9,622
Qtel International Finance Ltd.		
3.375% due 10/14/2016	400	397
4.750% due 02/16/2021	1,000	976
バミューダ合計		10,995
（取得原価 \$10,396）		
ブラジル 12.3%		
社債等 6.0%		
Banco do Brasil S.A.		
4.500% due 01/22/2015	5,700	5,956
4.500% due 01/20/2016	EUR 1,900	2,715
Banco Santander Brasil S.A.		
4.250% due 01/14/2016	\$ 3,000	3,022
Banco Votorantim S.A.		
5.250% due 02/11/2016	1,800	1,829
BM&FBovespa S.A.		
5.500% due 07/16/2020	1,000	1,034
Braskem Finance Ltd.		
5.750% due 04/15/2021	1,800	1,809
7.000% due 05/07/2020	2,000	2,209
Centrais Eletricas Brasileiras S.A.		
6.875% due 07/30/2019	3,730	4,234
7.750% due 11/30/2015	2,900	3,393
Cosipa Commercial Ltd.		
8.250% due 06/14/2016	600	703
CSN Islands IX Corp.		
10.000% due 01/15/2015	2,000	2,430
CSN Islands XI Corp.		
6.875% due 09/21/2019	7,000	7,718
CSN Resources S.A.		
6.500% due 07/21/2020	1,600	1,712
Fibria Overseas Finance Ltd.		
7.500% due 05/04/2020	3,400	3,790
		42,554
ソブリン債 6.3%		
Brazil Notas do Tesouro Nacional Series F		
10.000% due 01/01/2017	BRL 73,566	43,911
ブラジル合計		86,465
（取得原価 \$77,729）		
英領バージン諸島 0.6%		
社債等 0.6%		

Gold Fields Orogen Holding BVI Ltd. 4.875% due 10/07/2020		2,800	2,730
Star Energy Geothermal Wayang Windu Ltd. 11.500% due 02/12/2015		1,000	1,158
英領バージン諸島合計 （取得原価 \$3,886）			<u>3,888</u>
カナダ 0.0% 社債等 0.0% Sino-Forest Corp. 10.250% due 07/28/2014		200	217
カナダ合計 （取得原価 \$228）			<u>217</u>
ケイマン諸島 3.8% バンクローン債務 0.5% Petroleum Export III Ltd. 3.810% due 04/08/2013		3,782	3,760
社債等 3.3% Enersis S.A. 7.375% due 01/15/2014		780	876
ENN Energy Holdings Ltd. 6.000% due 05/13/2021		1,000	1,013
Interoceanica IV Finance Ltd. 0.000% due 11/30/2018		3,314	2,654
Interoceanica V Finance Ltd. 0.000% due 05/15/2030		1,700	527
IPIC GMTN Ltd. 3.125% due 11/15/2015		1,000	998
4.875% due 05/14/2016	EUR	100	146
5.000% due 11/15/2020	\$	2,500	2,503
Odebrecht Drilling Norbe VIII/IX Ltd. 6.350% due 06/30/2021		3,900	4,124
Peru Enhanced Pass-Through Finance Ltd. 0.000% due 05/31/2018		535	459
QNB Finance Ltd. 3.125% due 11/16/2015		4,200	4,190
Usiminas Commercial Ltd. 7.250% due 01/18/2018		4,500	5,061
ケイマン諸島合計 （取得原価 \$25,664）			<u>22,551</u> <u>26,311</u>
チリ 1.9% 社債等 1.9% Banco Santander Chile 1.524% due 04/20/2012		3,400	3,404
3.750% due 09/22/2015		2,700	2,736
5.375% due 12/09/2014		1,500	1,574
Celulosa Arauco y Constitucion S.A. 7.250% due 07/29/2019		3,400	3,944
E.CL S.A. 5.625% due 01/15/2021		1,800	1,871
チリ合計 （取得原価 \$12,754）			<u>13,529</u>
コロンビア 5.5% 社債等 2.6% Ecopetrol S.A. 7.625% due 07/23/2019		15,050	17,928
ソブリン債 2.9% Colombia Government International Bond 7.375% due 01/27/2017		15,000	18,180
9.850% due 06/28/2027	COP	1,000,000	754
11.750% due 02/25/2020	\$	930	1,437

20,371

38,299

コロンビア合計
(取得原価 \$34,838)

エジプト 0.1%
社債等 0.1%
Nile Finance Ltd.
5.250% due 08/05/2015
エジプト合計
(取得原価 \$900)

900 899
899

エルサルバドル 0.9%
社債等 0.9%
AES El Salvador Trust
6.750% due 02/01/2016
エルサルバドル合計
(取得原価 \$5,122)

6,000 6,132
6,132

フランス 0.0%
社債等 0.0%
BPCE S.A.
9.000% due 03/29/2049
9.250% due 10/29/2049
フランス合計
(取得原価 \$283)

EUR 100 153
100 152
305

ガボン 1.2%
ソブリン債 1.2%
Gabon Government International Bond
8.200% due 12/12/2017
ガボン合計
(取得原価 \$8,353)

\$ 7,000 8,225
8,225

インド 2.7%
社債等 2.7%
Bank of India
4.750% due 09/30/2015
ICICI Bank Ltd.
5.750% due 11/16/2020
Indian Oil Corp. Ltd.
4.750% due 01/22/2015
NTPC Ltd.
5.875% due 03/02/2016
Rural Electrification Corp. Ltd.
4.250% due 01/25/2016
State Bank of India
2.424% due 01/21/2016
4.500% due 07/27/2015
インド合計
(取得原価 \$18,540)

2,600 2,719
2,500 2,509
2,900 3,033
3,000 3,209
600 598
1,200 1,234
5,700 5,927
19,229

インドネシア 10.6%
社債等 3.0%
Adaro Indonesia PT
7.625% due 10/22/2019
Indo Energy Finance BV
7.000% due 05/07/2018
Indosat Palapa Co. BV
7.375% due 07/29/2020
Listrindo Capital BV
9.250% due 01/29/2015
Majapahit Holding BV
7.250% due 06/28/2017
7.750% due 10/17/2016
7.750% due 01/20/2020
Sigma Capital Pte Ltd.
9.000% due 04/30/2015

2,700 3,024
900 940
1,400 1,566
300 337
4,900 5,579
2,850 3,322
4,440 5,206
900 970

ソブリン債 7.6%**Indonesia Government International Bond**

5.875% due 03/13/2020	13,900	15,308
6.875% due 03/09/2017	21,400	24,984
7.500% due 01/15/2016	6,000	7,080
8.500% due 10/12/2035	3,200	4,296
11.625% due 03/04/2019	1,000	1,467

53,135**74,079****インドネシア合計****(取得原価 \$67,322)****アイルランド 1.1%****社債等 1.1%****RZD Capital Ltd.**

5.739% due 04/03/2017	5,600	5,999
-----------------------	-------	-------

Vimpel Communications Via VIP Finance Ireland Ltd.**OJSC**

6.493% due 02/02/2016	800	837
-----------------------	-----	-----

7.748% due 02/02/2021	1,100	1,168
-----------------------	-------	-------

アイルランド合計**8,004****(取得原価 \$7,532)****イスラエル 0.2%****社債等 0.2%****Israel Electric Corp. Ltd.**

7.250% due 01/15/2019	1,200	1,309
-----------------------	-------	-------

イスラエル合計**1,309****(取得原価 \$1,304)****ヨルダン 0.3%****ソブリン債 0.3%****Jordan Government International Bond**

3.875% due 11/12/2015	1,900	1,795
-----------------------	-------	-------

ヨルダン合計**1,795****(取得原価 \$1,881)****カザフスタン 4.5%****社債等 4.5%****Intergas Finance BV**

6.375% due 05/14/2017	2,700	2,902
-----------------------	-------	-------

KazMunayGas National Co.

6.375% due 04/09/2021	500	536
-----------------------	-----	-----

7.000% due 05/05/2020	13,400	15,024
-----------------------	--------	--------

9.125% due 07/02/2018	3,500	4,351
-----------------------	-------	-------

11.750% due 01/23/2015	4,000	5,040
------------------------	-------	-------

Tengizchevroil Finance Co. SARL

6.124% due 11/15/2014	3,753	3,992
-----------------------	-------	-------

カザフスタン合計**31,845****(取得原価 \$29,613)****ルクセンブルグ 0.4%****社債等 0.4%****Severstal OAO Via Steel Capital S.A.**

6.700% due 10/25/2017	2,500	2,571
-----------------------	-------	-------

ルクセンブルグ合計**2,571****(取得原価 \$2,563)****メキシコ 8.3%****バンクローン債務 0.4%****Desarrolladora Homex SAB de C.V.**

2.510% due 04/28/2012	1,100	1,098
-----------------------	-------	-------

Financeira Urbi S.A. de C.V.

3.309% due 12/16/2011	2,300	2,278
-----------------------	-------	-------

3,376

社債等 5.9%**BBVA Bancomer S.A.**

4.500% due 03/10/2016 1,400 1,416

6.500% due 03/10/2021 3,100 3,143

7.250% due 04/22/2020 1,400 1,444

C8 Capital SPV Ltd.

6.640% due 12/29/2049 1,600 1,248

Cemex SAB de C.V.

5.301% due 09/30/2015 3,150 3,130

Comision Federal de Electricidad

4.875% due 05/26/2021 1,800 1,798

Corp. GEO SAB de C.V.

8.875% due 09/25/2014 2,800 3,066

9.250% due 06/30/2020 300 329

Desarrolladora Homex SAB de C.V.

7.500% due 09/28/2015 2,700 2,768

9.500% due 12/11/2019 550 602

Hipotecaria Su Casita S.A. de C.V.

8.500% due 10/04/2016 800 344

Pemex Project Funding Master Trust

6.625% due 06/15/2035 6,000 6,288

Petroleos Mexicanos

6.500% due 06/02/2041 (a) 2,300 2,325

8.000% due 05/03/2019 8,010 9,852

Urbi Desarrollos Urbanos SAB de C.V.

9.500% due 01/21/2020 2,900 3,234

40,987**ソブリン債 2.0%****Mexico Government International Bond**

5.750% due 10/12/2110 1,500 1,405

6.050% due 01/11/2040 2,000 2,133

7.250% due 12/15/2016 MXN 114,000 10,305

13,843**メキシコ合計****（取得原価 \$57,395）****58,206****モロッコ 0.5%****ソブリン債 0.5%****Kingdom of Morocco**

4.500% due 10/05/2020 EUR 2,700 3,509

モロッコ合計**（取得原価 \$3,640）****3,509****オランダ 0.9%****社債等 0.9%****Kazakhstan Temir Zholy Finance BV**

6.375% due 10/06/2020 \$ 5,600 5,971

オランダ合計**（取得原価 \$5,812）****5,971****パナマ 0.4%****ソブリン債 0.4%****Panama Government International Bond**

7.125% due 01/29/2026 1,600 1,944

8.875% due 09/30/2027 790 1,105

パナマ合計**（取得原価 \$2,831）****3,049****ペルー 1.1%****社債等 0.2%****Banco Continental S.A. Via Continental Senior****Trustees Cayman Ltd.**

5.500% due 11/18/2020 1,400 1,307

ソブリン債 0.9%**Peru Government International Bond**

6.550% due 03/14/2037

ペルー合計

(取得原価 \$8,844)

6,000	6,645
	<u>7,952</u>

フィリピン 2.0%

ソブリン債 2.0%

Philippine Government International Bond

6.500% due 01/20/2020

7.750% due 01/14/2031

10.625% due 03/16/2025

フィリピン合計

(取得原価 \$13,328)

3,100	3,584
6,300	7,780
1,800	<u>2,714</u>
	<u>14,078</u>

ポーランド 1.1%

ソブリン債 1.1%

Poland Government International Bond

6.375% due 07/15/2019

ポーランド合計

(取得原価 \$6,969)

6,850	7,842
	<u>7,842</u>

カタール 1.0%

社債等 0.5%

Nakilat, Inc.

6.067% due 12/31/2033

Qatari Diar Finance QSC

5.000% due 07/21/2020

Ras Laffan Liquefied Natural Gas Co. Ltd. II

5.298% due 09/30/2020

Ras Laffan Liquefied Natural Gas Co. Ltd. III

5.838% due 09/30/2027

500	511
2,700	2,769
230	245
250	<u>258</u>
	<u>3,783</u>

ソブリン債 0.5%

Qatar Government International Bond

6.400% due 01/20/2040

カタール合計

(取得原価 \$7,247)

3,000	3,353
	<u>7,136</u>

ルーマニア 0.6%

社債等 0.6%

TMK OAO Via TMK Capital S.A.

7.750% due 01/27/2018

ルーマニア合計

(取得原価 \$4,000)

4,000	4,192
	<u>4,192</u>

ロシア 11.4%

社債等 10.5%

AK Transneft OJSC Via TransCapitalInvest Ltd.

5.670% due 03/05/2014

7.700% due 08/07/2013

8.700% due 08/07/2018

ALROSA Finance S.A.

7.750% due 11/03/2020

Gazprom OAO Via Gaz Capital S.A.

6.212% due 11/22/2016

8.146% due 04/11/2018

Gazprom OAO Via Gazstream S.A.

5.625% due 07/22/2013

Gazprom OAO Via White Nights Finance BV

10.500% due 03/25/2014

Russian Agricultural Bank OJSC Via RSHB Capital S.A.

7.175% due 05/16/2013

9.000% due 06/11/2014

Sberbank of Russia Via SB Capital S.A.

5.400% due 03/24/2017

5.499% due 07/07/2015

6.468% due 07/02/2013

5,640	6,049
200	224
2,500	3,115
200	220
1,500	1,639
7,500	8,971
55	58
8,430	10,175
4,850	5,288
4,000	4,610
1,300	1,362
2,300	2,447
6,500	7,052

TNK-BP Finance S.A.		
6.125% due 03/20/2012	600	625
6.625% due 03/20/2017	5,300	5,784
7.500% due 07/18/2016	6,700	7,635
7.875% due 03/13/2018	1,800	2,092
Vimpelcom		
9.125% due 04/30/2018	800	927
Vnesheconombank Via VEB Finance Ltd.		
5.450% due 11/22/2017	2,000	2,075
6.800% due 11/22/2025	2,100	2,177
VTB Bank OJSC Via VTB Capital S.A.		
6.609% due 10/31/2012	600	637
6.875% due 05/29/2018	300	325
		73,487

ソブリン債 0.9%**Russia Government International Bond**

7.500% due 03/31/2030	5,536	6,536
-----------------------	-------	-------

ロシア合計**（取得原価 \$72,233）****南アフリカ 1.0%****ソブリン債 1.0%****South Africa Government International Bond**

5.875% due 05/30/2022	2,885	3,213
-----------------------	-------	-------

6.875% due 05/27/2019	3,140	3,760
-----------------------	-------	-------

南アフリカ合計**（取得原価 \$6,365）****トリニダード・トバゴ 0.7%****社債等 0.7%****Petroleum Co. of Trinidad & Tobago Ltd.**

6.000% due 05/08/2022	4,721	4,862
-----------------------	-------	-------

トリニダード・トバゴ合計**（取得原価 \$4,627）****トルコ 4.4%****社債等 0.4%****Turkiye Garanti Bankasi AS**

2.774% due 04/20/2016	3,000	3,023
-----------------------	-------	-------

ソブリン債 4.0%**Turkey Government International Bond**

5.625% due 03/30/2021	3,100	3,267
-----------------------	-------	-------

6.750% due 05/30/2040	1,700	1,847
-----------------------	-------	-------

6.875% due 03/17/2036	1,200	1,326
-----------------------	-------	-------

7.000% due 06/05/2020	2,000	2,312
-----------------------	-------	-------

7.375% due 02/05/2025	1,200	1,423
-----------------------	-------	-------

7.500% due 11/07/2019	11,724	13,981
-----------------------	--------	--------

8.000% due 02/14/2034	2,700	3,362
-----------------------	-------	-------

9.000% due 06/30/2011	50	50
-----------------------	----	----

		27,568
--	--	---------------

		30,591
--	--	---------------

トルコ合計**（取得原価 \$29,883）****アラブ首長国連邦 1.0%****社債等 1.0%****Dolphin Energy Ltd.**

5.888% due 06/15/2019	1,754	1,915
-----------------------	-------	-------

DP World Ltd.

6.850% due 07/02/2037	4,000	3,897
-----------------------	-------	-------

ICICI Bank Ltd.

4.750% due 11/25/2016	1,100	1,103
-----------------------	-------	-------

アラブ首長国連邦合計**（取得原価 \$6,285）****英国 0.0%**

社債等 0.0%**Barclays Bank PLC**

14.000% due 11/29/2049

GBP 100 214

英国合計**（取得原価 \$210）****214****米国 3.0%****バンクローン債務 0.3%****Indonesia Government International Bond**

1.250% due 12/14/2019

\$ 1,838 1,700

Petroleum Export Ltd.

3.309% due 12/07/2012

623 620

2,320**社債等 1.9%****CEDC Finance Corp. International, Inc.**

9.125% due 12/01/2016

2,000 1,900

Gerdau Holdings, Inc.

7.000% due 01/20/2020

8,050 8,935

Sino-Forest Corp.

6.250% due 10/21/2017

2,400 2,244

13,079**モーゲージ担保証券 0.7%****Adjustable Rate Mortgage Trust**

5.247% due 01/25/2036

428 375

Banc of America Commercial Mortgage, Inc.

5.492% due 02/10/2051

640 698

Banc of America Mortgage Securities, Inc.

2.881% due 02/25/2036

127 103

Chase Mortgage Finance Corp.

2.532% due 03/25/2037

139 111

Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc.

2.737% due 03/25/2034

32 32

2.780% due 12/25/2035

307 170

5.371% due 07/25/2046

141 98

Commercial Mortgage Pass-Through Certificates

5.815% due 12/10/2049

510 569

Countrywide Alternative Loan Trust

5.656% due 11/25/2035

402 257

Countrywide Home Loan Mortgage Pass-Through Trust

5.705% due 09/25/2047

76 53

Harborview Mortgage Loan Trust

5.403% due 08/19/2036

54 42

Homebanc Mortgage Trust

0.374% due 12/25/2036

380 280

Indymac Index Mortgage Loan Trust

4.982% due 09/25/2035

343 288

5.197% due 06/25/2035

322 245

JPMorgan Chase Commercial Mortgage Securities Corp.

5.440% due 06/12/2047

210 229

Luminent Mortgage Trust

0.374% due 12/25/2036

90 55

Merrill Lynch Countrywide Commercial Mortgage Trust

5.700% due 09/12/2049

400 436

Merrill Lynch Mortgage-Backed Securities Trust

5.408% due 04/25/2037

162 118

Morgan Stanley Capital I

5.878% due 06/11/2049

100 111

Morgan Stanley Mortgage Loan Trust

2.684% due 06/25/2036

43 41

Sequoia Mortgage Trust

2.515% due 01/20/2047

68 50

WaMu Mortgage Pass-Through Certificates

3.918% due 12/25/2036

288 227

5.087% due 01/25/2037

132 103

5.262% due 04/25/2037

83 59

5.328% due 12/25/2036

75 58

5.549% due 05/25/2037
5.570% due 09/25/2036

197	158
124	96
	5,062

米国政府機関 0.1%**Fannie Mae**

5.216% due 09/01/2035

299 319

5.513% due 03/01/2036

296 319

Federal Home Loan Bank

4.125% due 12/13/2019 (c)

70 75

米国合計**（取得原価 \$19,964）**

	713
	21,174

ウルグアイ 3.2%**ソブリン債 3.2%****Uruguay Government International Bond**

6.875% due 09/28/2025

2,400 2,879

7.625% due 03/21/2036

2,200 2,728

8.000% due 11/18/2022

13,176 16,852

ウルグアイ合計**（取得原価 \$18,549）**

	22,459
--	---------------

ベネズエラ 2.0%**社債等 0.8%****Petroleos de Venezuela S.A.**

4.900% due 10/28/2014

1,200 888

5.000% due 10/28/2015

3,400 2,261

5.500% due 04/12/2037

600 279

8.500% due 11/02/2017

3,100 2,209

	5,637
--	--------------

[次へ](#)

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2012年1月31日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	113,292,931 円
負債総額	313,775 円
純資産総額（ - ）	112,979,156 円
発行済口数	89,514,989 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2621 円

（参考）マネー・オープン・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	487,771,623 円
負債総額	222,963 円
純資産総額（ - ）	487,548,660 円
発行済口数	480,061,222 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0156 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】**（1）名義書換**

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成24年1月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成19年4月13日	16,287,728,400円（16,223,228,400円）
平成20年6月23日	16,403,045,900円（16,287,728,400円）
平成21年10月1日	17,363,045,900円（16,403,045,900円）

(2) 会社の意思決定機関

・株主総会

取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などを行ないます。

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。

10名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。また、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

・監査役会

5名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の最終の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

（平成24年1月末現在）

(3) 運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

（平成24年1月末現在）

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成24年1月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	421	68,506
株式投資信託	355	55,162
単位型	43	1,326
追加型	312	53,836
公社債投資信託	66	13,344
単位型	49	614
追加型	17	12,730
投資法人合計	1	32

3【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は、第51期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第52期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 . 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第51期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第52期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第51期 (平成22年 3 月31日)		第52期 (平成23年 3 月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	3	23,445	3	21,290
前払費用		359		330
未収入金		2		4
未収委託者報酬		6,451		6,173
未収収益	3	592	3	422
立替金		177		504
繰延税金資産		1,644		1,142
その他	2	30	2	30
流動資産合計		32,703		29,897
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	134	1	67
器具備品	1	215	1	147
有形固定資産合計		350		215
無形固定資産				
ソフトウェア		52		101
無形固定資産合計		52		101
投資その他の資産				
投資有価証券		11,021		7,030
関係会社株式		8,659		16,225
関係会社長期貸付金		60		60
長期差入保証金		1,042		962
繰延税金資産		1,031		868
子会社投資損失引当金		576		-
投資その他の資産合計		21,239		25,147
固定資産合計		21,642		25,463
資産合計		54,345		55,361

(単位：百万円)

	第51期 (平成22年 3月31日)		第52期 (平成23年 3月31日)	
負債の部				
流動負債				
預り金		645		150
未払金		3,478		3,354
未払収益分配金		8		8
未払償還金		194		181
未払手数料	3	2,872	3	2,870
その他未払金		402		294
未払費用	3	3,804	3	3,253
未払法人税等		404		945
未払消費税等		129		108
賞与引当金		2,015		2,149
特別賞与引当金		1,204		-
役員賞与引当金		235		237
役員特別賞与引当金		106		-
その他		5		-
流動負債合計		12,028		10,199
固定負債				
退職給付引当金		743		818
その他		102		55
固定負債合計		846		874
負債合計		12,875		11,073
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
その他資本剰余金		4		4
資本剰余金合計		5,225		5,225
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		18,814		21,703
利益剰余金合計		18,814		21,703
自己株式		53		68
株主資本合計		41,349		44,224
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		121		63
評価・換算差額等合計		121		63
純資産合計		41,470		44,287
負債純資産合計		54,345		55,361

（２）【損益計算書】

(単位：百万円)

	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	49,510	52,650
その他営業収益	2,788	2,581
営業収益計	52,298	55,231
営業費用		
支払手数料	24,262	26,518
広告宣伝費	878	803
公告費	11	13
調査費	11,406	11,373
調査費	699	698
委託調査費	10,689	10,654
図書費	17	20
委託計算費	450	335
営業雑経費	585	557
通信費	167	176
印刷費	310	287
協会費	42	41
諸会費	6	8
その他	58	43
営業費用計	37,594	39,601
一般管理費		
給料	6,920	7,045
役員報酬	239	239
役員賞与引当金繰入額	235	237
給料・手当	4,343	4,391
賞与	86	27
賞与引当金繰入額	2,015	2,149
交際費	76	73
寄付金	55	140
旅費交通費	253	389
租税公課	225	133
不動産賃借料	921	921
退職給付費用	315	305
退職金	5	12
固定資産減価償却費	358	175
諸経費	2,710	2,953
一般管理費計	11,842	12,149
営業利益	2,862	3,480

(単位：百万円)

	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)		第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	
営業外収益				
受取利息		2		2
受取配当金	1	714	1	1,071
有価証券償還益		13		29
時効成立分配金・償還金		23		8
その他		123		10
営業外収益計		876		1,121
営業外費用				
支払利息		9		10
時効成立後支払分配金・償還金		56		34
支払源泉所得税		71		106
為替差損		53		1
弁護士報酬等		37		-
その他		111		0
営業外費用計		340		153
経常利益		3,397		4,448
特別利益				
投資有価証券売却益		84		49
子会社投資損失引当金戻入額		-		576
その他		-		23
特別利益計		84		649
特別損失				
投資有価証券売却損		12		0
固定資産処分損		7		4
特別賞与引当金繰入額		3,742		-
役員特別賞与引当金繰入額		355		-
割増退職金		29		-
過年度敷金償却費用		-		58
その他		246		-
特別損失計		4,393		62
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ()		911		5,034
法人税、住民税及び事業税		482		1,134
法人税等調整額		697		705
法人税等合計		214		1,839
当期純利益又は当期純損失()		696		3,195

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	16,403	17,363
当期変動額		
新株の発行	960	-
当期変動額合計	960	-
当期末残高	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	4,272	5,220
当期変動額		
新株の発行	948	-
当期変動額合計	948	-
当期末残高	5,220	5,220
その他資本剰余金		
前期末残高	4	4
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4	4
資本剰余金合計		
前期末残高	4,277	5,225
当期変動額		
新株の発行	948	-
当期変動額合計	948	-
当期末残高	5,225	5,225
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	20,593	18,814
当期変動額		
剰余金の配当	1,082	305
当期純利益又は当期純損失()	696	3,195
当期変動額合計	1,779	2,889
当期末残高	18,814	21,703
利益剰余金合計		
前期末残高	20,593	18,814
当期変動額		
剰余金の配当	1,082	305
当期純利益又は当期純損失()	696	3,195
当期変動額合計	1,779	2,889
当期末残高	18,814	21,703

	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
自己株式		
前期末残高	-	53
当期変動額		
自己株式の取得	223	14
自己株式の処分	170	-
当期変動額合計	53	14
当期末残高	53	68
株主資本合計		
前期末残高	41,273	41,349
当期変動額		
新株の発行	1,908	-
剰余金の配当	1,082	305
当期純利益又は当期純損失()	696	3,195
自己株式の取得	223	14
自己株式の処分	170	-
当期変動額合計	75	2,874
当期末残高	41,349	44,224
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	26	121
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	148	57
当期変動額合計	148	57
当期末残高	121	63
評価・換算差額等合計		
前期末残高	26	121
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	148	57
当期変動額合計	148	57
当期末残高	121	63
純資産合計		
前期末残高	41,246	41,470
当期変動額		
新株の発行	1,908	-
剰余金の配当	1,082	305
当期純利益又は当期純損失()	696	3,195
自己株式の取得	223	14
自己株式の処分	170	-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	148	57
当期変動額合計	224	2,817
当期末残高	41,470	44,287

重要な会計方針

	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は、全部純資産直入 法により処理し、売却原価は、総平 均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 建物 4 年 器具備品 4 年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。た だし、ソフトウェア(自社利用分)に ついては、社内における利用可能期 間(5 年)に基づく定額法によってお ります。	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 建物 5 年 器具備品 4 年～20年 (2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充て るため、支払見込額に基づき当事業 年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てる ため、支払見込額に基づき当事業年 度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当 事業年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき計上し ております。 数理計算上の差異は、各事業年度の 発生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数(10年)按分 した額をそれぞれ発生の翌事業年度 から費用処理することとしておりま す。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左

	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (5) 特別賞与引当金 従業員に支給する特別賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。 (6) 役員特別賞与引当金 役員に支給する特別賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。	— — — 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
(「退職給付に係る会計基準」の一部改正) 当事業年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年 7 月31日)を適用しております。これにより退職給付債務の差額が26百万円(増加)発生しておりますが、翌事業年度から費用処理されるため当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3 月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3 月31日)を適用しております。これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ19百万円減少、税引前当期純利益は78百万円減少しております。

追加情報

第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
—	当社は、当社の親会社である住友信託銀行株式会社より当社の発行済株式数の7.25%の株式(14,283,400株)を自己株式として取得することを平成23年 1 月20日の当社取締役会で決議しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第51期 (平成22年3月31日)	第52期 (平成23年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 905百万円 器具備品 502百万円 2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、N C T 信託銀行株式会社に信託しております。なお、日興シティ信託銀行株式会社は平成22年3月1日付でN C T 信託銀行株式会社に社名変更を行っております。 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 10,095百万円 未収収益 33百万円 (流動負債) 未払手数料 4百万円 未払費用 256百万円 4 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務32百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務240百万円に対して保証を行っております。	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 971百万円 器具備品 571百万円 2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。なお、野村信託銀行株式会社は平成22年7月20日付でN C T 信託銀行株式会社を合併しております。 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 10,013百万円 未収収益 31百万円 (流動負債) 未払手数料 24百万円 未払費用 226百万円 4 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務112百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務177百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第52期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 712百万円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 1,066百万円

（株主資本等変動計算書関係）

第51期（自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	185,012,500	12,000,000	-	197,012,500

(注) 平成21年10月1日、当社は、当社取締役から取得した新株予約権を行使した住友信託銀行株式会社に対し、12,000,000株の普通株式を発行いたしました。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	-	357,000	272,000	85,000

(注) 自己株式の増加及び減少は、自己株式の取得及び処分であります。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出会社	平成16年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	-	6,000,000	-	-
	平成16年度 ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	-	6,000,000	-	-
	平成16年度 ストックオプション(3)	普通株式	5,330,000	-	5,330,000	-	-
	平成17年度 ストックオプション	普通株式	2,840,000	-	2,840,000	-	-
	平成18年度 ストックオプション	普通株式	1,320,000	-	1,320,000	-	-
	平成19年度 ストックオプション(1)	普通株式	3,610,000	-	3,610,000	-	-
	平成19年度 ストックオプション(2)	普通株式	30,000	-	30,000	-	-
	平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	-	19,724,100	165,000	19,559,100	-
合計			25,130,000	19,724,100	25,295,000	19,559,100	-

(注) 1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、平成21年10月1日に住友信託銀行株式会社へ譲渡され、同日にて同社による行使が行われております。

2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、当事業年度中に消却されております。

3 平成21年度ストックオプション(1)の増加及び減少は、新株予約権の発行及び失効によるものであります。

4 平成21年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年 6 月30日 取締役会	普通株式	1,082	5.85	平成21年 3 月31日	平成21年 6 月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	-------	-----------------	-----------------	-----	-------

平成22年 5 月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	305	1. 55	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月23日
----------------------	------	-------	-----	-------	--------------	--------------

第52期（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	85,000	24,600	-	109,600

(注) 自己株式の増加は、自己株式の取得であります。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出 会社	平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	19,559,100	-	231,000	19,328,100	-
	平成21年度 ストックオプション(2)	普通株式	-	1,702,800	-	1,702,800	-
	平成22年度 ストックオプション(1)	普通株式	-	2,310,000	-	2,310,000	-
	合計		19,559,100	4,012,800	231,000	23,340,900	-

(注) 1 平成21年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 平成21年度ストックオプション(2)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3 平成22年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

4 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成22年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年 5 月20日 取締役会	普通株式	305	1.55	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年 5 月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,502	7.63	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月22日

(リース取引関係)

第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)		第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	
1 オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		1 オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	906百万円	1 年内	731百万円
1 年超	35百万円	1 年超	2,234百万円
合計	942百万円	合計	2,966百万円

（金融商品関係）

第51期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取りが行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ペースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ペースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1) 現金及び預金	23,445	23,445	-
(2) 未収委託者報酬	6,451	6,451	-
(3) 未収収益	592	592	-
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	10,873	10,873	-
(5) 関係会社株式			
子会社株式	1,404	1,734	329
(6) 未払金	(3,478)	(3,478)	-
(7) 未払費用	(3,804)	(3,804)	-

() 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらはほとんど短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額4,362百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	23,445	-	-	-
未収委託者報酬	6,451	-	-	-
未収収益	592	-	-	-
投資有価証券				
投資信託	-	9,907	354	448
合計	30,489	9,907	354	448

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1) 現金及び預金	21,290	21,290	-
(2) 未収委託者報酬	6,173	6,173	-
(3) 未収収益	422	422	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	6,882	6,882	-
(5) 関係会社株式 子会社株式	1,404	1,672	268
(6) 未払金	(3,354)	(3,354)	-
(7) 未払費用	(3,253)	(3,253)	-

() 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらはほとんど短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額11,928百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	21,290	-	-	-
未収委託者報酬	6,173	-	-	-
未収収益	422	-	-	-
投資有価証券 投資信託	-	5,733	556	421
合計	27,885	5,733	556	421

（有価証券関係）

第51期(自 平成21年4月1日至 平成22年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
子会社株式	1,404	1,734	329
合 計	1,404	1,734	329

（注）子会社株式（貸借対照表計上額4,362百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

（単位：百万円）

	種 類	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	21	7	14
	そ の 他	9,873	9,637	235
	小 計	9,894	9,644	250
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	979	1,024	45
	小 計	979	1,024	45
合 計		10,873	10,669	204

（注）1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種 類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	11	-	12
そ の 他	230	84	0
合 計	242	84	12

第52期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
子会社株式	1,404	1,672	268
合 計	1,404	1,672	268

(注) 子会社株式（貸借対照表計上額11,928百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの	株 式	31	7	24
	そ の 他	5,560	5,363	196
	小 計	5,591	5,370	220
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの	そ の 他	1,291	1,404	113
	小 計	1,291	1,404	113
合 計		6,882	6,775	107

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	144	49	0
合 計	144	49	0

(持分法損益等)

第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,852 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,336	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,703 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,054

（退職給付関係）

第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)																																																								
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバ ランスプラン型退職金制度を設けております。なお 当社は、当事業年度末に適格退職年金制度を終了し ております。制度終了による影響額は、22百万円の損 失で、内訳は退職給付債務と年金資産の消滅による 利益 3 百万円及び数理計算上の未認識差異の一括償 却による損失26百万円であります。 2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 退職給付債務</td><td>838</td></tr> <tr> <td>ロ 未積立退職給付債務</td><td>838</td></tr> <tr> <td>ハ 未認識数理計算上の差異</td><td>94</td></tr> <tr> <td>ニ 退職給付引当金残高</td><td>743</td></tr> </table> 3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 勤務費用</td><td>96</td></tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td><td>28</td></tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td><td>5</td></tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>33</td></tr> <tr> <td>ホ 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>162</td></tr> <tr> <td>ヘ 退職給付費用合計</td><td>315</td></tr> </table> 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr> <td>ロ 割引率</td><td>1.7%</td></tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td><td>0.7%</td></tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	イ 退職給付債務	838	ロ 未積立退職給付債務	838	ハ 未認識数理計算上の差異	94	ニ 退職給付引当金残高	743	イ 勤務費用	96	ロ 利息費用	28	ハ 期待運用収益	5	ニ 数理計算上の差異の費用処理額	33	ホ 確定拠出型企業年金への掛金	162	ヘ 退職給付費用合計	315	イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ 割引率	1.7%	ハ 期待運用収益率	0.7%	ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年	1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバ ランスプラン型退職金制度を設けております。 2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 退職給付債務</td><td>890</td></tr> <tr> <td>ロ 未積立退職給付債務</td><td>890</td></tr> <tr> <td>ハ 未認識数理計算上の差異</td><td>72</td></tr> <tr> <td>ニ 退職給付引当金残高</td><td>818</td></tr> </table> 3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 勤務費用</td><td>95</td></tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td><td>14</td></tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td><td>-</td></tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>30</td></tr> <tr> <td>ホ 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>165</td></tr> <tr> <td>ヘ 退職給付費用合計</td><td>305</td></tr> </table> 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr> <td>ロ 割引率</td><td>1.6%</td></tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td><td>-</td></tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	イ 退職給付債務	890	ロ 未積立退職給付債務	890	ハ 未認識数理計算上の差異	72	ニ 退職給付引当金残高	818	イ 勤務費用	95	ロ 利息費用	14	ハ 期待運用収益	-	ニ 数理計算上の差異の費用処理額	30	ホ 確定拠出型企業年金への掛金	165	ヘ 退職給付費用合計	305	イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ 割引率	1.6%	ハ 期待運用収益率	-	ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年
イ 退職給付債務	838																																																								
ロ 未積立退職給付債務	838																																																								
ハ 未認識数理計算上の差異	94																																																								
ニ 退職給付引当金残高	743																																																								
イ 勤務費用	96																																																								
ロ 利息費用	28																																																								
ハ 期待運用収益	5																																																								
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	33																																																								
ホ 確定拠出型企業年金への掛金	162																																																								
ヘ 退職給付費用合計	315																																																								
イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																								
ロ 割引率	1.7%																																																								
ハ 期待運用収益率	0.7%																																																								
ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																								
イ 退職給付債務	890																																																								
ロ 未積立退職給付債務	890																																																								
ハ 未認識数理計算上の差異	72																																																								
ニ 退職給付引当金残高	818																																																								
イ 勤務費用	95																																																								
ロ 利息費用	14																																																								
ハ 期待運用収益	-																																																								
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	30																																																								
ホ 確定拠出型企業年金への掛金	165																																																								
ヘ 退職給付費用合計	305																																																								
イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																								
ロ 割引率	1.6%																																																								
ハ 期待運用収益率	-																																																								
ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																								

（ストックオプション等関係）

第51期(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1 名	当社の取締役 1 名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) 1	普通株式 6,070,000株	普通株式 6,070,000株
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定条件	平成17年 3 月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年 4 月24日から平成19年 3 月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年 7 月 8 日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年 8 月 8 日から平成19年 7 月 8 日まで各 8 日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年 8 月31日から 平成19年 3 月23日まで	平成16年 8 月31日から 平成19年 7 月 7 日まで
権利行使期間	平成16年 8 月31日から 平成26年 3 月24日まで	平成16年 8 月31日から 平成26年 7 月 8 日まで

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 97名	当社の従業員及び 関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) 1	普通株式 7,640,000株	普通株式 3,710,000株
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成18年 6 月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1 ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成19年 6 月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1 ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年 6 月24日から 平成26年 6 月23日まで	平成19年 6 月23日から 平成27年 6 月22日まで

	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 1,270,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成18年 4月28日	平成18年 7月18日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年 4月28日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年 4月28日から 平成28年 4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 4,250,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成19年 7月27日	平成20年 3月31日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年 7月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成22年 3月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年 7月19日から 平成29年 7月18日まで	平成22年 3月19日から 平成30年 3月18日まで

	平成21年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 271名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 19,724,100株
付与日	平成22年 2月 8日
権利確定条件	平成24年 1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで

権利行使期間	平成24年 1 月22日から 平成32年 1 月21日まで
--------	----------------------------------

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtockオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前(株)		
期首	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
権利未確定残	-	-
権利確定後(株)		
期首	6,000,000	6,000,000
権利確定	0	0
権利行使	6,000,000	6,000,000
失効	0	0
権利未行使残	0	0

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前(株)		
期首	5,330,000	2,840,000
付与	0	0
失効	5,330,000	2,840,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	0
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利確定前(株)		
期首	1,020,000	300,000
付与	0	0
失効	1,020,000	300,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	0
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利確定前(株)		
期首	3,610,000	30,000
付与	0	0
失効	3,610,000	30,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	0
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成21年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 2 月 8 日
権利確定前(株)	
期首	0
付与	19,724,100
失効	165,000
権利確定	0
権利未確定残	19,559,100
権利確定後(株)	
期首	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
権利未行使残	-

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、平成21年10月1日に住友信託銀行株式会社へ譲渡され、同日にて同社による行使が行われております。
- 3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、当事業年度中に消却されております。

単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2	-	-

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	17,666(分割後177)
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2	-	-

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円) (注) 1	19,981(分割後200)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3	-	0

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格(円)	450	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 3	0	0

	平成21年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 2 月 8 日
権利行使価格(円)	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 4	0

(注) 1 当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。

2 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年 4 月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。

3 平成18年度ストックオプションのうち平成18年 7 月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

4 平成21年度ストックオプション(1)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

5 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注) 1	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使 可能初日」といいます。）当該権利 行使可能初日から1年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら2年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2分の1、4分の1、4分の1ずつ権 利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注) 1	普通株式 2,310,000株
付与日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使 可能初日」といいます。）当該権利 行使可能初日から1年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら2年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2分の1、4分の1、4分の1ずつ権 利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年 8 月20日
権利確定前(株)		
期首	19,559,100	-
付与	0	1,702,800
失効	231,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	19,328,100	1,702,800
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8 月20日
権利確定前(株)	
期首	-
付与	2,310,000
失効	0
権利確定	0
権利未確定残	2,310,000
権利確定後(株)	
期首	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
権利未行使残	-

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年 8 月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8 月20日
権利行使価格(円)	625
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円

（税効果会計関係）

第51期 (平成22年3月31日)		第52期 (平成23年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(単位：百万円)		(単位：百万円)	
繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)	
賞与引当金繰入超過額	1,309	賞与引当金繰入超過額	886
その他	334	その他	255
	1,644		1,142
繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)	
投資有価証券等評価損	79	投資有価証券等評価損	60
関係会社株式評価損	185	関係会社株式評価損	185
退職給付引当金超過額	302	退職給付引当金超過額	333
子会社投資損失引当金	234	固定資産減価償却超過額	234
固定資産減価償却超過額	249	その他	99
その他	64		912
	1,115	繰延税金資産合計	2,054
繰延税金資産合計	2,759		
繰延税金負債(固定)		繰延税金負債(固定)	
その他有価証券評価差額金	83	その他有価証券評価差額金	43
繰延税金負債合計	83	繰延税金負債合計	43
繰延税金資産の純額	2,676	繰延税金資産の純額	2,010
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.6%	法定実効税率	40.6%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	30.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	27.1%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	7.3%
海外子会社の留保利益の影響額等	13.9%	海外子会社の留保利益の影響額等	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.5%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.5%

（関連当事者情報）

第51期(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	住友信託銀行株式会社	大阪市 中央区	342,037	信託銀行 業	(被所有) 直接 98.59	ストックオ プション (新株予約 権)の行使	ストックオ プション (新株予約 権)の行使	1,908	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 平成21年10月1日、当社は、当社取締役から取得した新株予約権（権利行使価格：1株当たり159円）を行使した住友信託銀行株式会社に対し12,000,000株の普通株式を発行しております。
- 2 議決権等の被所有割合は、自己株式（85,000株）を控除して計算しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コー ディアル証券株式会社	東京都 千代田区	149,594	証券業	なし	投資信託受 益証券の募 集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払 (注)1 (注)2	5,068

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。
- 2 平成21年10月1日に住友信託銀行株式会社が当社の親会社となり、日興コーディアル証券株式会社は当社の関連当事者ではなくなりました。上記の金額は、平成21年4月1日から平成21年9月30日までの期間の取引金額であります。また、資本金又は出資金の金額は、平成21年9月30日の資本金額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

住友信託銀行株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成21年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	10,090百万円
負債合計	1,626百万円
純資産合計	8,464百万円

営業収益	10,606百万円
税引前当期純利益	4,405百万円
当期純利益	3,482百万円

第52期(自 平成22年4月1日至 平成23年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	住友信託銀行株式会社	大阪市中央区	342,037	信託銀行業	(被所有) 直接 98.60 (注2)	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払(注1)	308	未払手数料	24

上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税が含まれております。

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

2 議決権等の被所有割合は、自己株式(109,600株)を控除して計算しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management Singapore Limited	シンガポール国	115,000	アセットマネジメント業	直接 100.00	-	増資の引受(注1)	7,351

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

Nikko Asset Management Singapore Limitedの行った112,500千株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

住友信託銀行株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成22年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	9,325百万円
負債合計	1,342百万円
純資産合計	7,982百万円

営業収益	9,228百万円
税引前当期純利益	3,523百万円
当期純利益	2,729百万円

(セグメント情報等)

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 210円58銭	1 株当たり純資産額 224円92銭
1 株当たり当期純損失 3 円64銭	1 株当たり当期純利益 16円22銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、当事業年度は 1 株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

1 1 株当たり純資産額

項目	第51期 (平成22年 3 月31日)	第52期 (平成23年 3 月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	41,470	44,287
普通株式に係る純資産額（百万円）	41,470	44,287
差額の主な内訳（百万円） 新株予約権	-	-
普通株式の発行済株式数（千株）	197,013	197,013
普通株式の自己株式数（千株）	85	110
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（千株）	196,928	196,903

2 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失

項目	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失（ ） （百万円）	696	3,195
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ） （百万円）	696	3,195
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式の期中平均株式数（千株）	190,975	196,926
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 19,559,100株	平成21年度ストックオプション(1) 19,328,100株、平成21年度ストックオプション(2) 1,702,800株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株

(重要な後発事象)

第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
-	-

- 1 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第53期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第53期中間会計期間
(平成23年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金		17,081
未収委託者報酬		5,482
未収収益		589
関係会社短期貸付金		434
繰延税金資産		678
その他	2	1,292
流動資産合計		25,558

固定資産

有形固定資産	1	217
無形固定資産		84
投資その他の資産		
投資有価証券		2,765
関係会社株式		24,320
長期差入保証金		784
繰延税金資産		982
その他		60
投資その他の資産合計		28,913

固定資産合計		29,214
--------	--	--------

資産合計		54,773
------	--	--------

(単位：百万円)

第53期中間会計期間
(平成23年9月30日)

負債の部

流動負債

未払金	2,944
未払費用	3,149
未払法人税等	687
未払消費税等	231
賞与引当金	1,130
役員賞与引当金	100
その他	1,588
流動負債合計	9,831

固定負債

退職給付引当金	859
その他	55
固定負債合計	915

負債合計

10,746

純資産の部

株主資本

資本金	17,363
資本剰余金	
資本準備金	5,220
資本剰余金合計	5,220

利益剰余金

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	21,604
利益剰余金合計	21,604

自己株式	68
------	----

株主資本合計	44,119
--------	--------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	92
評価・換算差額等合計	92

純資産合計	44,027
-------	--------

負債純資産合計	54,773
---------	--------

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第53期中間会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		29,617
その他営業収益		1,070
営業収益合計		30,688
営業費用及び一般管理費	1	28,229
営業利益		2,459
営業外収益	2	814
営業外費用	3	181
経常利益		3,091
特別利益	4	1
特別損失	5	1
税引前中間純利益		3,091
法人税、住民税及び事業税		632
法人税等調整額		456
中間純利益		2,002

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

		第53期中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	
株主資本			
資本金			
当期首残高		17,363	
当中間期末残高		<u>17,363</u>	
資本剰余金			
資本準備金			
当期首残高		5,220	
当中間期末残高		<u>5,220</u>	
その他資本剰余金			
当期首残高		4	
当中間期変動額			
自己株式の処分		<u>4</u>	
当中間期変動額合計		<u>4</u>	
当中間期末残高		<u>-</u>	
資本剰余金合計			
当期首残高		5,225	
当中間期変動額			
自己株式の処分		<u>4</u>	
当中間期変動額合計		<u>4</u>	
当中間期末残高		<u>5,220</u>	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
当期首残高		21,703	
当中間期変動額			
剰余金の配当		1,502	
中間純利益	2,002		
自己株式の処分		<u>599</u>	
当中間期変動額合計		<u>99</u>	
当中間期末残高		<u>21,604</u>	
利益剰余金合計			
当期首残高		21,703	
当中間期変動額			
剰余金の配当		1,502	
中間純利益	2,002		
自己株式の処分		<u>599</u>	
当中間期変動額合計		<u>99</u>	
当中間期末残高		<u>21,604</u>	

自己株式		
当期首残高		68
当中間期変動額		
自己株式の取得	8,700	
自己株式の処分	<u>8,700</u>	
当中間期変動額合計	<u>-</u>	
当中間期末残高		<u>68</u>
株主資本合計		
当期首残高	44,224	
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,502	
中間純利益	2,002	
自己株式の取得	8,700	
自己株式の処分	<u>8,095</u>	
当中間期変動額合計	<u>104</u>	
当中間期末残高	<u>44,119</u>	
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高		63
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>156</u>	
当中間期変動額合計	<u>156</u>	
当中間期末残高	<u>92</u>	
評価・換算差額等合計		
当期首残高		63
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>156</u>	
当中間期変動額合計	<u>156</u>	
当中間期末残高	<u>92</u>	
純資産合計		
当期首残高	44,287	
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,502	
中間純利益	2,002	
自己株式の取得	8,700	
自己株式の処分	8,095	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>156</u>	
当中間期変動額合計	<u>260</u>	
当中間期末残高	<u>44,027</u>	

重要な会計方針

項目	第53期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

追加情報

第53期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
1 第53期中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月 4 日）を適用しております。 2 平成22年12月 6 日付Share Purchase Agreementに基づき、平成23年 9 月30日、当社はDBS Bank Ltd.に対して、第 1 回新株予約権を付与いたしました。これにより、DBS Bank Ltd.は今後の販売状況に応じ、当社株式を最大で1.5%（第53期中間会計期間末現在2,955,200株に相当）取得する権利を有しております。なお、当中間会計期間末時点において権利確定している新株予約権はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第53期中間会計期間 (平成23年 9 月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 1,578 百万円 2 信託資産 その他流動資産のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 3 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドンウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務101百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務146百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

第53期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	47 百万円
無形固定資産	16 百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	3 百万円
受取配当金	752 百万円
時効成立分配金・償還金	34 百万円
有価証券償還益	19 百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	5 百万円
時効成立後支払分配金・償還金	70 百万円
支払源泉所得税	74 百万円
4 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	1 百万円
5 特別損失のうち主要なもの	
固定資産処分損	1 百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第53期中間会計期間（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	109,600	14,283,400	14,283,400	109,600

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (百万円)
		当事業年度期首	当中間会計期 間増加	当中間会計期 間減少	当中間会計期 間末	
平成21年度ストックオプション (1)	普通株式	19,328,100	-	49,500	19,278,600	-
平成21年度ストックオプション (2)	普通株式	1,702,800	-	9,900	1,692,900	-
平成22年度ストックオプション (1)	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
第 1 回 新 株 予 約 権	普通株式	-	2,955,200	-	2,955,200	-
合計		23,340,900	2,955,200	59,400	26,236,700	-

(注) 1 平成21年度ストックオプション(1) 及び平成21年度ストックオプション(2)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 第1回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当中間会計期間末の発行済株式に基づき算出しております。

4 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)、平成22年度ストックオプション(1)及び第1回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年 5 月23日 取締役会	普通株式	1,502	7.63	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月22日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第53期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
1 オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	736 百万円
1 年超	1,918 百万円
合計	2,655 百万円

(金融商品関係)

第53期中間会計期間（平成23年 9 月30日）

1 金融商品の時価等に関する事項

平成23年 9 月30日（当中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（（注）2を参照ください）。

	中間貸借対照表 計上額()(百万円)	時価() (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	17,081	17,081	-
(2) 未収委託者報酬	5,482	5,482	-
(3) 未収収益	589	589	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	2,617	2,617	-
(5) 関係会社株式 子会社株式	1,404	1,408	3
(6) 未払金	(2,944)	(2,944)	-
(7) 未払費用	(3,149)	(3,149)	-

() 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、株式は市場価格、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらはほとんど短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（中間貸借対照表計上額20,023百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場

価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

(有価証券関係)

第53期中間会計期間(平成23年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社株式	1,404	1,408	3
合 計	1,404	1,408	3

(注) 子会社株式（中間貸借対照表計上額20,023百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

	種 類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	26	7	19
	そ の 他	971	901	69
	小 計	997	908	89
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	そ の 他	1,620	1,864	244
	小 計	1,620	1,864	244
合 計		2,617	2,773	155

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(持分法損益等)

第53期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円）	
(1) 関連会社に対する投資の金額	2,892
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	4,320
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	467

(ストックオプション等関係)

第53期中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第53期中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の額が有形固定資産の額の90%超であるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

(1 株当たり情報)

第53期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	223円59銭
1 株当たり中間純利益	10円23銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

1 1 株当たり純資産額

項目	第53期中間会計期間 (平成23年 9 月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	44,027
普通株式に係る純資産額（百万円）	44,027
差額の主な内訳（百万円）	
新株予約権	-
普通株式の発行済株式数（千株）	197,013
普通株式の自己株式数（千株）	110
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（千株）	196,903

2 1 株当たり中間純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎

項目	第53期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
中間純利益（百万円）	2,002
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る中間純利益（百万円）	2,002
普通株式の期中平均株式数（千株）	195,654
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 19,278,600株 平成21年度ストックオプション(2) 1,692,900株 平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株 第 1 回新株予約権 2,955,200株

(重要な後発事象)

第53期中間会計期間（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）

新株予約権（ストックオプション）の付与

当社は、平成23年 9 月16日開催の臨時株主総会及び取締役会の決議に基づき、平成23年10月 7 日にストックオプションとして新株予約権を当社、当社子会社の取締役及び従業員186名に付与いたしました。

新株予約権の数	1,849個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 6,101,700株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり金737円（注）
新株予約権の行使期間	平成25年10月 7 日から平成33年10月 6 日まで

（注） 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、行使価額は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成23年9月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成23年9月末現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (平成23年12月末現在)	事業の内容
ピムコジャパンリミテッド	13,411,674.44米ドル	資産運用に関する業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社から、運用指図権限の委託を受けファンドの運用（投資一任）を行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成23年4月15日	有価証券報告書
平成23年4月15日	有価証券届出書
平成23年10月14日	半期報告書
平成23年10月14日	有価証券届出書の訂正届出書

ソブリン債 1.2%

Venezuela Government International Bond

7.650% due 04/21/2025	1,300	803
7.750% due 10/13/2019	4,500	3,082
8.250% due 10/13/2024	4,400	2,827
9.000% due 05/07/2023	1,600	1,102
9.250% due 05/07/2028	500	341
		<u>8,155</u>

ベネズエラ合計

(取得原価 \$13,545)

13,792

短期運用商品 7.1%

短期国債 0.1%

米国短期国債 0.1%

0.175% due 06/09/2011 - 07/28/2011 (b)(d)	973	<u>973</u>
		<u>973</u>

コマーシャル・ペーパー 2.5%

Fannie Mae

0.070% due 06/20/2011	4,900	4,900
0.070% due 10/03/2011	5,400	5,399
0.080% due 07/06/2011	1,000	1,000
0.080% due 07/21/2011	5,800	5,800
		<u>17,099</u>

レボ契約 4.5%

Barclays Capital, Inc.

0.110% due 06/01/2011	18,400	<u>18,400</u>
(2011年5月31日付、Treasury Inflation Protected Securities 1.875% due 07/15/2015 (時価にして\$18,787) により担保されている。買い戻し価格は\$18,400である。)		
0.130% due 06/01/2011	6,600	<u>6,600</u>
(2011年5月31日付、Ginnie Mae 4.500% due 09/20/2040 (時価にして\$6,821) により担保されている。買い戻し価格は\$6,600である。)		
JPMorgan Securities		
0.120% due 06/01/2011	6,600	<u>6,600</u>
(2011年5月31日付、Federal Farm Credit Bank 2.270% due 12/24/2013 (時価にして\$6,759) により担保されている。買い戻し価格は\$6,600である。)		
		<u>31,600</u>

短期運用商品合計

(取得原価 \$49,671)

投資有価証券合計 98.9%

(取得原価 \$650,375)

売建オプション (f) (0.0%)

(プレミアム \$26)

その他の資産および負債 (純額) 1.1%

純資産 100.0%

	\$	693,192
		(10)
		<u>7,708</u>
	\$	<u>700,890</u>

投資有価証券明細表に対する注記（金額単位：契約数を除き千米ドル*）：

* 残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

(a) 発行日取引による有価証券

(b) クーポンは加重平均レートで表示されている。

(c) 2011年5月31日現在、国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約が適用されるスワップ、スワップション、および外国為替契約について、\$1,750の現金が担保として差し入れられている。

(d) 2011年5月31日現在、以下の未決済先物取引について、時価合計\$834の有価証券が担保として差し入れられている。

詳細	種類	限月	契約数	未実現評価 (損)益
----	----	----	-----	---------------

90-Day Eurodollar March Futures	買建	03/2012	1,072	\$	959
90-Day Eurodollar September Futures	買建	09/2012	42		19
				\$	978

(e) 2011年5月31日現在のスワップ契約残高:

社債、ソブリン債、米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ - 売建プロテクション⁽¹⁾

参照債務	固定約定 受取レ ート	満期	取引 相手	イン ブラ イド・ク レジット ・ス ブ レ ッド (2011年5 月31日現 在) ⁽²⁾	想定元本 (3)	市場価格	前払プレ ミアム支 払額(受 取額)	未実現評 価(損) 益
Abu Dhabi Government International Bond	1.000%	03/20/2016	DUB	0.938%	\$ 100	\$ 0	\$ (1)	\$ 1
Abu Dhabi Government International Bond	1.000%	12/20/2014	GSC	0.754%	500	5	(21)	26
Abu Dhabi Government International Bond	1.000%	03/20/2016	HSBC	0.938%	100	0	(1)	1
Abu Dhabi Government International Bond	1.000%	03/20/2016	MSC	0.938%	200	1	(2)	3
Abu Dhabi Government International Bond	1.000%	03/20/2016	UBS	0.938%	1,000	5	(1)	6
America Movil SAB de C. V.	1.000%	09/20/2011	DUB	0.337%	4,300	18	0	18
America Movil SAB de C. V.	1.000%	03/20/2012	DUB	0.408%	4,900	34	(12)	46
American International Group, Inc.	2.066%	03/20/2013	CSFB	0.674%	6,000	176	0	176
Brazil Government International Bond	1.000%	06/20/2015	BCLY	0.899%	18,000	108	(226)	334
Brazil Government International Bond	1.000%	03/20/2016	CITI	1.013%	400	1	(2)	3
Brazil Government International Bond	1.000%	09/20/2015	DUB	0.941%	25,000	112	(400)	512
Brazil Government International Bond	1.000%	03/20/2016	HSBC	1.013%	20,000	28	(171)	199
Brazil Government International Bond	1.000%	09/20/2015	JPM	0.941%	5,300	24	(77)	101
Brazil Government International Bond	1.000%	06/20/2021	JPM	1.478%	5,000	(191)	(220)	29
Brazil Government International Bond	1.000%	03/20/2012	RBS	0.347%	6,900	51	29	22
Corporacion Nacional del Cobre de Chile	1.000%	12/20/2011	BCLY	0.406%	200	1	0	1
Egypt Government International Bond	1.000%	06/20/2015	GSC	3.150%	600	(47)	(41)	(6)
Egypt Government International Bond	1.000%	06/20/2015	HSBC	3.150%	700	(55)	(48)	(7)
Egypt Government International Bond	1.000%	03/20/2016	JPM	3.249%	7,100	(673)	(705)	32
Indonesia Government International Bond	1.000%	06/20/2021	CSFB	1.806%	700	(45)	(45)	0
Mexico Government International Bond	1.000%	06/20/2015	BCLY	0.896%	3,000	18	(27)	45
Mexico Government International Bond	1.000%	09/20/2015	BCLY	0.934%	900	4	(12)	16
Mexico Government International Bond	1.000%	09/20/2015	CSFB	0.934%	1,800	8	(35)	43
Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2015	DUB	0.968%	8,000	28	(67)	95
Mexico Government International Bond	1.000%	03/20/2015	MSC	0.869%	1,500	11	(22)	33
Mexico Government International Bond	1.000%	09/20/2015	RBS	0.934%	8,000	38	(155)	193
Mexico Government International Bond	1.000%	03/20/2015	UBS	0.869%	1,000	6	(17)	23
Mexico Government International Bond	1.000%	09/20/2015	UBS	0.934%	27,700	132	(523)	655
Peru Government International Bond	1.000%	06/20/2016	BCLY	1.342%	10,000	(143)	(243)	100
Peru Government International Bond	1.000%	06/20/2016	CSFB	1.342%	4,900	(70)	(133)	63
Peru Government International Bond	1.000%	06/20/2016	HSBC	1.342%	7,500	(107)	(182)	75
Peru Government International Bond	1.000%	12/20/2015	JPM	1.282%	10,000	(103)	(15)	(88)
Peru Government International Bond	1.220%	10/20/2011	MSC	0.388%	1,750	8	0	8

Petrobras International Finance Co.	1.000%	09/20/2011	DUB	0.563%	7,300	25	(32)	57
Petrobras International Finance Co.	1.000%	09/20/2015	HSBC	1.206%	100	0	(3)	3
Petrobras International Finance Co.	1.000%	09/20/2011	JPM	0.563%	2,200	7	(8)	15
Petrobras International Finance Co.	1.000%	09/20/2015	JPM	1.206%	800	(5)	(23)	18
Petrobras International Finance Co.	1.000%	09/20/2012	MSC	0.747%	100	0	(1)	1
Petrobras International Finance Co.	1.000%	09/20/2015	MSC	1.206%	3,200	(21)	(110)	89
Petroleos Mexicanos	0.790%	07/20/2011	CITI	0.443%	800	3	0	3
Qatar Government International Bond	1.000%	03/20/2016	DUB	0.940%	100	0	(1)	1
Qatar Government International Bond	1.000%	03/20/2016	MLP	0.940%	1,100	5	0	5
Russia Government International Bond	1.000%	09/20/2015	CITI	1.259%	25,000	(218)	(986)	768
Russia Government International Bond	1.000%	06/20/2015	MSC	1.207%	25,000	(153)	(524)	371
Russian Agricultural Bank OJSC Via RSHB Capital S.A.	1.650%	07/20/2011	BCLY	0.950%	1,000	7	0	7
Russian Agricultural Bank OJSC Via RSHB Capital S.A.	1.070%	03/20/2012	BCLY	1.079%	12,500	26	0	26
Russian Agricultural Bank OJSC Via RSHB Capital S.A.	0.900%	04/20/2012	BCLY	1.107%	6,000	(5)	0	(5)
Russian Agricultural Bank OJSC Via RSHB Capital S.A.	1.870%	10/20/2012	CSFB	1.376%	2,900	26	0	26

クレジット・インデックスのクレジット・デフォルト・スワップ - 売建プロテクション⁽¹⁾

インデックス/トランシェ	固定約定 受取レー ト	満期	取引 相手	想定元本 ⁽³⁾	市場価格	前払プレミア ム支払額 (受取額)	未実現評価 (損)
Dow Jones CDX N.A. EM13 Index	5.000%	06/20/2015	BCLY	\$ 600	\$ 75	\$ 76	\$ (1)
Dow Jones CDX N.A. EM13 Index	5.000%	06/20/2015	GSC	200	25	25	0
Dow Jones CDX N.A. EM14 Index	5.000%	12/20/2015	CITI	13,000	1,740	1,609	131
Dow Jones CDX N.A. EM15 Index	5.000%	06/20/2016	BCLY	15,000	2,146	2,059	87
					\$ 3,986	3,769	\$ 217

- (1) ファンドがプロテクションの売り手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドは (i) プロテクションの買い手にスワップの想定元本に等しい額を支払い、参照債務の引渡しを受けるかもしくは参照インデックスを構成する有価証券の引渡しを受ける、または (ii) スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で支払う。
- (2) インプライド・クレジット・スプレッドは、絶対値で表示され、社債、米国地方債、または新興国のソブリン債に係るクレジット・デフォルト・スワップの期末時点における市場価値を決定するために利用される。インプライド・クレジット・スプレッドは、支払/履行リスクの現在の状況の指標としての役割を果たし、クレジット・デリバティブのデフォルト・リスクの可能性を表す。特定の参照組織のインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの買建/売建のコストを反映するもので、これには、契約を締結するために要求される前払金が含まれることがある。クレジット・スプレッドの拡大は、参照組織の信用状態の悪化、および契約の条件で規定されているデフォルトやその他の信用事由の可能性やリスクの拡大を表す。
- (3) 特定のスワップ契約の条件で規定されている信用事由が生じた場合にファンドがクレジット・プロテクションの売り手として支払うことが要求される、または買い手として受け取る可能性がある最大額を示す。

金利スワップ

変動金利 の支払/ 受取	変動金利イン デックス	固定金利	満期	取引相 手	想定元本	市場 価格	前払プレ ミアム支払額 (受取額)	未実現評 価益
支払	IBMEXID	6.960%	07/27/2020	HSBC MXN	128,000	\$ (92)	\$ (307)	\$ 215

(f) 2011年5月31日現在の売建オプション残高：

インフレーション・フロアー・オプション

詳細	取引相手	ストライク・インデックス	行使インデックス	満期日	想定元本	プレミアム	市場価格
Floor - OTC CPURNSA Index	CITI	\$ 217.965	Maximum of [1 - (Final Index / Initial Index), 0]	9/29/2020	\$ 2,000	\$ 26	\$ (10)

売建コールおよびプット・オプション取引

	契約数	ドル建て想定元本	プレミアム
2010年5月31日現在残高	0	\$ 164,300	\$ 1,257
新規売建	316	75,800	338
買戻決済	(316)	0	(71)
満期到来	0	(238,100)	(1,498)
権利行使	0	0	0
2011年5月31日現在残高	0	\$ 2,000	\$ 26

(g) 2011年5月31日現在の外国為替契約残高：

種類	通貨	予約でカバーされる元本金額	取引相手	決済月	未実現評価益	未実現評価（損）	未実現純評価（損）益
買建	BRL	54,010	CITI	06/2011	\$ 0	\$ (92)	\$ (92)
売建		54,010	CITI	06/2011	0	(2,211)	(2,211)
買建		54,010	RBS	06/2011	157	0	157
売建		54,010	RBS	06/2011	92	0	92
売建		54,010	RBS	08/2011	0	(126)	(126)
買建		5,732	UBS	08/2011	70	0	70
買建	EUR	5,502	BCLY	07/2011	51	0	51
売建		4,273	CSFB	07/2011	27	0	27
売建		3,525	JPM	07/2011	25	0	25
売建		2,875	RBS	07/2011	14	0	14
売建		9,396	UBS	07/2011	0	(269)	(269)
売建	GBP	130	BOA	06/2011	0	(5)	(5)
買建	INR	49,200	DUB	08/2011	29	0	29
売建		235,005	GSC	08/2011	0	(75)	(75)
買建		274,375	HSBC	08/2011	128	0	128
買建		88,990	RBS	08/2011	41	0	41
売建		49,402	RBS	08/2011	0	(16)	(16)
売建		132,189	SOG	08/2011	0	(45)	(45)
買建	KRW	5,527,711	CITI	08/2011	24	0	24
買建		5,000,000	JPM	08/2011	71	0	71
買建	MXN	2,043	CITI	07/2011	10	0	10
買建		6,688	DUB	07/2011	33	0	33
売建	MXN	66,778	HSBC	07/2011	0	(384)	(384)
買建		58,048	MSC	07/2011	0	(20)	(20)
売建		58,048	MSC	11/2011	13	0	13
売建	PHP	129,356	BCLY	06/2011	9	(13)	(4)
買建		7,000	BOA	06/2011	0	(1)	(1)
買建		77,938	CITI	06/2011	11	(12)	(1)
買建		15,986	DUB	06/2011	4	0	4
買建		12,010	HSBC	06/2011	3	0	3
買建		16,422	JPM	06/2011	5	0	5
買建	SGD	9,210	CITI	12/2011	154	0	154
売建	TRY	2,277	BNP	07/2011	3	0	3
買建		2,277	HSBC	07/2011	0	(20)	(20)
					\$ 974	\$ (3,289)	\$ 2,315

(h) 公正価値の測定⁽¹⁾

以下は、ファンドの資産と負債を評価するために使用された2011年5月31日現在の情報に基づいた公正価値の要約である。⁽²⁾

カテゴリー ⁽³⁾	レベル1 ⁽⁴⁾	レベル2 ⁽⁵⁾	レベル3 ⁽⁶⁾	公正価値
バーレーン ソブリン債	\$ 0	\$ 5,747	\$ 0	\$ 5,747
バルバドス 社債等	0	4,738	0	4,738
バミューダ諸島 社債等	0	10,995	0	10,995
ブラジル 社債等	0	42,554	0	42,554
ソブリン債	0	43,911	0	43,911
英領バージン諸島 社債等	0	3,888	0	3,888

カナダ				
社債等	0	217	0	217
ケイマン諸島				
バンクローン債務	0	3,760	0	3,760
社債等	0	18,911	3,640	22,551
チリ				
社債等	0	13,529	0	13,529
コロンビア				
社債等	0	17,928	0	17,928
ソブリン債	0	20,371	0	20,371
エジプト				
社債等	0	899	0	899
エルサルバドル				
社債等	0	6,132	0	6,132
フランス				
社債等	0	305	0	305
ガボン				
ソブリン債	0	8,225	0	8,225
インド				
社債等	0	19,229	0	19,229
インドネシア				
社債等	0	20,944	0	20,944
ソブリン債	0	53,135	0	53,135
アイルランド				
社債等	0	8,004	0	8,004
イスラエル				
社債等	0	1,309	0	1,309
ヨルダン				
ソブリン債	0	1,795	0	1,795
カザフスタン				
社債等	0	31,845	0	31,845
ルクセンブルグ				
社債等	0	2,571	0	2,571
メキシコ				
バンクローン債務	0	0	3,376	3,376
社債等	0	40,987	0	40,987
ソブリン債	0	13,843	0	13,843
モロッコ				
ソブリン債	0	3,509	0	3,509
オランダ				
社債等	0	5,971	0	5,971
パナマ				
ソブリン債	0	3,049	0	3,049
ペルー				
社債等	0	1,307	0	1,307
ソブリン債	0	6,645	0	6,645
フィリピン				
ソブリン債	0	14,078	0	14,078
ポーランド				
ソブリン債	0	7,842	0	7,842
カタール				
社債等	0	3,783	0	3,783
ソブリン債	0	3,353	0	3,353
ルーマニア				
社債等	0	4,192	0	4,192
ロシア				
社債等	0	73,487	0	73,487
ソブリン債	0	6,536	0	6,536
南アフリカ				
ソブリン債	0	6,973	0	6,973
トリニダード・トバゴ				
社債等	0	4,862	0	4,862
トルコ				
社債等	0	3,023	0	3,023
ソブリン債	0	27,568	0	27,568
アラブ首長国連邦				
社債等	0	6,915	0	6,915
英国				
社債等	0	214	0	214
米国				
バンクローン債務	0	620	1,700	2,320
社債等	0	13,079	0	13,079
モーゲージ担保证券	0	5,062	0	5,062
米国政府機関債	0	713	0	713
ウルグアイ				
ソブリン債	0	22,459	0	22,459
ベネズエラ				
社債等	0	5,637	0	5,637
ソブリン債	0	8,155	0	8,155
短期運用商品	0	49,672	0	49,672
投資有価証券（時価）	0	684,476	8,716	693,192
金融デリバティブ商品⁽⁷⁾				
資産				
クレジット契約	0	4,467	0	4,467
外国為替契約	0	974	0	974

金利契約	978	215	0	1,193
	978	5,656	0	6,634
負債				
クレジット契約	0	(107)	0	(107)
外国為替契約	0	(3,289)	0	(3,289)
金利契約	0	0	(10)	(10)
	0	(3,396)	(10)	(3,406)
金融デリバティブ商品合計	\$ 978	\$ 2,260	\$ (10)	\$ 3,228
合計	\$ 978	\$ 686,736	\$ 8,706	\$ 696,420

以下は、2011年5月31日に終了した会計年度に、重要な識別不能な情報（レベル3）をファンドで用いている公正価値の差異の調整である。

カテゴリー(3)	期首残高 (2010年5月31日現在)	純購入額 (8)	純売却額 (8)	未収ディスカウント (未収プレミアム)	実現利益 (損失)	未実現評価 (損) 益の純 変動額	レベル3への 移動	レベル3からの 移動	期末残高 (2011年5月31日現在)	2011年5月31日現在保有投資有価証券に係る未実現評価(損)益の純変動額(9)
ケイマン諸島										
社債等	\$ 3,809	\$ 183	\$ (557)	\$ 145	\$ 128	\$ (68)	\$ 0	\$ 0	\$ 3,640	\$ 53
メキシコ										
バンクローン	0	3,399	0	0	0	(23)	0	0	3,376	(23)
米国										
バンクローン	0	0	0	0	0	0	1,700	0	1,700	77
投資有価証券(時価)	3,809	3,582	(557)	145	128	(91)	1,700	0	8,716	107
金融デリバティブ商品(7)										
金利契約	0	(26)	0	0	0	16	0	0	(10)	16
合計	\$ 3,809	\$ 3,556	\$ (557)	\$ 145	\$ 128	\$ (75)	\$ 1,700	\$ 0	\$ 8,706	\$ 123

- (1) 詳細情報については財務書類に対する注記を参照。
- (2) 2011年5月31日に終了した年度において、レベル1、レベル2、およびレベル3の間で重要な移動はなかった。
- (3) 詳細情報については投資有価証券明細表を参照。
- (4) 活発な市場における同一の有価証券の市場価格
- (5) 重要なその他の識別可能な情報
- (6) 重要な識別不能な情報
- (7) 金融デリバティブ商品には、未決済の先物契約、スワップ契約、売建オプション、および外国為替契約が含まれることがある。
- (8) 金融デリバティブ商品の純購入額および純売却額にはスワップ契約締結時にスワップ契約の規定条件とその時点の市場条件との間の差異を補正するために支払うまたは受領する金額が含まれることがある。
- (9) 期末時点において投資有価証券の保有が解消されている、または分類がレベル3でなくなっているなどの原因により、未実現評価(損)益の純変動額と2011年5月31日現在保有投資有価証券に係る未実現評価(損)益の純変動額との間に差異が生じる場合がある。

(i) 2011年5月31日現在のデリバティブ商品の公正価値[△]

以下は、ファンドが当期中に保有したデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に分類して要約したものである。

資産・負債計算書上のデリバティブ商品の公正価値（2011年5月31日現在）：

表示場所	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ							
	金利契約	外国為替契約	クレジット契約	エクイティ契約	その他の契約	合計		
資産								
未収変動証拠金^^	\$ 3	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$	\$	3
外国為替契約に係る未実現評価益	0	974	0	0	0			974
スワップ契約に係る未実現評価益	215	0	4,467	0	0			4,682
	\$ 218	\$ 974	\$ 4,467	\$ 0	\$ 0	\$	\$	5,659
負債								
売建オプション残高	\$ (10)	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$	\$	(10)
外国為替契約に係る未実現評価損	0	(3,289)	0	0	0			(3,289)
スワップ契約に係る未実現評価損	0	0	(107)	0	0			(107)
	\$ (10)	\$ (3,289)	\$ (107)	\$ 0	\$ 0	\$	\$	(3,406)

損益計算書に対するデリバティブ商品の影響（2011年5月31日に終了した会計年度）：

表示場所	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ						合計
	金利契約	外国為替契約	クレジット契約	エクイティ契約	その他の契約		
運用により認識されたデリバティブに係る実現利益（損失）							
先物契約、売建オプション、スワップ契約に係る実現純利益	\$ 6,752	\$ 0	\$ 3,917	\$ 0	\$ 0	\$	10,669
外国為替契約に係る実現純利益（損失）	0	(4,388)	0	0	0		(4,388)
	\$ 6,752	\$ (4,388)	\$ 3,917	\$ 0	\$ 0	\$	6,281
運用により認識されたデリバティブに係る未実現評価（損）益の変動額							
先物契約、売建オプション、スワップ契約に係る未実現評価（損）益の純変動額	\$ (2,831)	\$ 0	\$ 3,830	\$ 0	\$ 0	\$	999
外国為替契約に係る未実現評価損の純変動額	0	(3,451)	0	0	0		(3,451)
	\$ (2,831)	\$ (3,451)	\$ 3,830	\$ 0	\$ 0	\$	(2,452)

^ 詳細情報については財務書類に対する注記を参照。

^^ 現在の変動証拠金のみが資産・負債計算書上で報告されている。変動証拠金は投資有価証券明細表に対する注記で報告されている未決済先物取引の累積評価益\$978に含まれている。

添付の注記参照

財務書類に対する注記

2011年5月31日現在

重要な会計方針

以下は、ピムコ・バミューダ・トラスト（以下「トラスト」という）が米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国GAAP」という）に準拠した財務書類を作成するにあたって、継続して従っている重要な会計方針の要約である。米国GAAPに従い財務書類を作成するにあたって、経営陣は、財務書類日現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・負債の開示事項、ならびに報告期中における運用による純資産の増加および減少の報告金額に影響を与える見積りおよび仮定を行う必要がある。実績は、これらの見積りとは異なる可能性もある。

(a) 原ファンド

受託会社およびマネージャーは、PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド、PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）、およびPIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンドII（これらは他のファンドに対する投資を行うもので、以下では、「ファンド・オブ・ファンズ」または「取得ファンド」という）の資産の全部または一部を、PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）（以下では、これらを「原ファンド」または「被取得ファンド」という）に振り替えることができる。振り替えられた資産は、被取得ファンドにおいて直接受領されたものと同様に保有される。資産がそのように振り替えられた場合、被取得ファンドは、対応する取得ファンドへの受益証券の発行を当該受益証券の1口当たりの発行価格で計上し、当該受益証券の買戻し時には、受益証券1口当たり買戻し価格で当該受益証券の買戻しを行う。したがって取得ファンドの投資目標達成能力は、該当する被取得ファンドの投資目標達成能力に依存している。被取得ファンドの投資目標が達成されるという保証はない。

(b) 受益証券の純資産価額の決定

ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の受益証券の1口当たり純資産価額は、各ファンドの営業日（トラストの現在の目論見書に定義されている通り）における通常取引終了時（通常は東部時間午後4時）（以下、「NYSE終了時」という）現在の終値で決定される。特定の日に純資産価額が計算された後にファンドまたはその代理人が知ることとなる情報は、有価証券の価格または当該日より前に決定された純資産価額を遡及的に調整するために通常使用されない。受託会社は、トラストの現在の目論見書に定義されている通り、特定の状況下では、ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の純資産価額の決定を一時的に停止し、それに伴ってファンドに関係する受益証券の発行、買戻しおよび転換を一時停止することができる。

(c) 有価証券取引および投資収益

有価証券取引は、財務報告上、約定日基準で計上される。発行日取引または遅延引渡基準で売買された有価証券は、約定日から15日以上経過した後で決済されることがある。有価証券売却に係る実現損益は、個別原価法で計上されている。受取配当金は、配当落ち日に計上される。ただし、外国有価証券からの配当で配当落ち日を過ぎたと思われる一部配当金については、ファンドが配当の通知を受領次第計上される。受取利息は、ディスカウントの増額およびプレミアムの償却が反映され、発生基準で計上される。特定の外国有価証券に係る見積税金債務は発生基準で計上され、損益計算書において場合に応じて受取利息の構成要素または投資有価証券に係る未実現損益の純変動額として反映される。モーゲージ担保証券およびその他のアセット・バック証券の元本返済による損益は、損益計算書において受取利息の構成要素として計上される。

(d) 現金および外国通貨

各ファンドの財務書類は、主たる営業の場所において使用されている通貨（以下「機能通貨」という）で表示されている。ファンドの機能通貨は米ドルである。

外国有価証券、保有通貨ならびにその他の資産および負債の時価は、各営業日現在の為替レートに基づき各ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動により生ずるこのような保有通貨ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現外国為替損益として計上される。投資有価証券に係る実現損益および未実現評価損益、ならびに収益および費用は、それぞれの取引日または報告日の為替レートに基づき換算される。外国為替レートの変動が投資有価証券に与える影響は、損益計算書において、それら有価証券の市場価格の変動が与える影響と分離されていないが、投資有価証券に係る実現および未実現純損益には含まれている。

特定のファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の純資産価額およびトータル・リターンは現在の目論見書で詳述されている通り純資産価額が報告される通貨（以下「報告通貨」という）で表示されている。純資産価額およびトータル・リターンは日本円による表示目的のため、期末純資産価額は期首と期末日それぞれの為替レートで換算され、分配額は分配日の為替レートで換算される。

(e) 複数のクラスによる運用

トラストにより提供されるファンドの各クラスは、そのファンドの資産に関して同一ファンドの他のクラスと同じ権利を保有する。ただし、通貨ヘッジ取引に関連して帰属クラスが特定されている資産ならびにキャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスを除く。収益、クラス特有ではない費用、実現および未実現のキャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスは、それぞれのファンドの各クラスの純資産額に応じて受益証券の各クラスに按分される。クラス特有の費用は、現在、運用報酬、投資顧問報酬、管理報酬、販売会社報酬である。

(f) 分配方針

次の表は、各ファンドの予定分配頻度を表示している。各ファンドからの分配は、マネージャーにより承認された場合にのみ決定されかつ受益者に分配され、またマネージャーの裁量により承認が保留されることもある。

毎月分配：

PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド
 PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）
 PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）
 PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド II

四半期分配：

PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド
 PIMCOバミューダ U.S.ロー・デュレーション・ファンド

分配（もしあれば）は、通常、関連したファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の投資純利益から行われる。また、マネージャーは、分配に使用可能な実現純キャピタル・ゲインの支払を認めることもある。追加分配は、マネージャーが適切と考えた場合に決定されることがある。あるファンド（あるいは、該当する場合はクラス）に関して分配が支払われた場合は、そのファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の受益証券1口当たり純資産価額が減少する。受益証券保有者はその裁量で、ファンド（あるいは、該当する場合はクラス）からの分配金をファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の受益証券に追加して再投資するか、あるいは現金で受領することができる。現金の支払は、ファンドの報告通貨で行われる。各ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）が、ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の妥当な分配水準を維持するために必要と考えた場合は、追加分配を宣言することができる。目論見書により要求されているファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の分配金を支払うのに十分な純利益および実現純キャピタル・ゲインがない場合、マネージャーは、そのファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の資本金の一部を分配金として支払うことができる。期日から6年を過ぎてなお受領されていない分配金は失効し、ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）に帰属する。

(g) 新しい会計原則

2011年4月、財務会計基準審議会（以下「FASB」という）は、レポ契約および類似契約（期日前に金融資産を買い戻すまたは償還することの権利付与および義務付けの両方を譲渡人に対して行う）に関する会計に関連して会計基準アップデート（以下「ASU」という）を発行した。ASUは譲渡資産の有効な支配に係る判断基準を修正し、その結果一定の契約は現在有担保借入として会計処理できる。ASUは不遡及的に新規譲渡に適用され、既存取引に関しては2011年12月15日以降に始まる最初の中間期または通年決算で修正される。現時点で経営陣はこの変更の影響を評価しており、財務書類に対する影響は未確定である。

２．「マネー・オープン・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

マネー・オープン・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	平成23年 1月17日現在	平成24年 1月16日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		211,019,711	99,442,278
国債証券		199,952,254	59,980,738
現先取引勘定		109,948,300	309,969,000
未収利息		436	162
流動資産合計		520,920,701	469,392,178
資産合計		520,920,701	469,392,178
負債の部			
流動負債			
未払解約金		906,923	1,817,006
流動負債合計		906,923	1,817,006
負債合計		906,923	1,817,006
純資産の部			
元本等			
元本		512,511,517	460,411,695
剰余金			
剰余金又は欠損金（　）		7,502,261	7,163,477
元本等合計		520,013,778	467,575,172
純資産合計		520,013,778	467,575,172
負債純資産合計		520,920,701	469,392,178

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象期間 自 平成22年 1月16日 至 平成23年 1月17日	自 平成23年 1月18日 至 平成24年 1月16日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

平成23年 1月17日現在		平成24年 1月16日現在	
1. 期首	平成22年 1月16日	1. 期首	平成23年 1月18日
期首元本額	533,141,451円	期首元本額	512,511,517円
期首からの追加設定元本額	175,642,777円	期首からの追加設定元本額	177,386,623円
期首からの一部解約元本額	196,272,711円	期首からの一部解約元本額	229,486,445円
平成23年 1月17日現在の元本の内訳		平成24年 1月16日現在の元本の内訳	
上場インデックスファンド中国 A 株（パンダ）CSI300	198,295円	上場インデックスファンド中国 A 株（パンダ）CSI300	198,295円
上場インデックスファンド海外債券（Citigroup WGBI）毎月分配型	19,740円	上場インデックスファンド海外債券（Citigroup WGBI）毎月分配型	19,740円
世界銀行債券ファンド（毎月分配型）	251,649,271円	世界銀行債券ファンド（毎月分配型）	155,880,640円
高金利通貨コレクション	1,103,409円	高金利通貨コレクション	1,136,655円
シティ・カントリー・セクター	3,321,909円	シティ・カントリー・セクター	2,068,402円

	資源ファンド（株式と通貨）ブラジルリアル・コース	28,644,720円	資源ファンド（株式と通貨）ブラジルリアル・コース	81,940,835円
	資源ファンド（株式と通貨）南アフリカランド・コース	562,868円	資源ファンド（株式と通貨）南アフリカランド・コース	5,062,901円
	資源ファンド（株式と通貨）オーストラリアドル・コース	1,328,809円	資源ファンド（株式と通貨）オーストラリアドル・コース	16,699,706円
	日興・G S 世界ソブリン・ファンド（毎月分配型）	70,070,760円	日興・G S 世界ソブリン・ファンド（毎月分配型）	54,701,463円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）	43,141,574円	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）	31,291,329円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）	7,726,312円	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）	12,302,458円
	日興・アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド	58,304,107円	日興・アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド	37,830,102円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）	77,110円	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）	110,072円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）	9,965,185円	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）	13,928,555円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）	358,226円	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）	847,864円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）	763,651円	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）	12,672,360円
	日興・G S 世界ソブリン・ファンド V A（適格機関投資家転売制限付）	35,275,571円	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルリアルコース）	32,769円
	計	512,511,517円	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）	1,028円
	2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	512,511,517口	日興・G S 世界ソブリン・ファンド V A（適格機関投資家転売制限付）	33,686,521円
			計	460,411,695円
			2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	460,411,695口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

前期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

	自 平成22年 1月16日 至 平成23年 1月17日	自 平成23年 1月18日 至 平成24年 1月16日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	自 平成22年 1月16日 至 平成23年 1月17日	自 平成23年 1月18日 至 平成24年 1月16日
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

対象期間（自 平成22年1月16日 至 平成23年1月17日）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	48,154
合計	48,154

対象期間（自 平成23年1月18日 至 平成24年1月16日）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	10,738
合計	10,738

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成23年 1月17日現在		平成24年 1月16日現在	
1口当たり純資産額	1.0146円	1口当たり純資産額	1.0156円
(1万口当たり純資産額)	(10,146円)	(1万口当たり純資産額)	(10,156円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第 2 2 7 回国庫短期証券	40,000,000	39,990,573	
	第 2 4 9 回国庫短期証券	20,000,000	19,990,165	
国債証券 合計		60,000,000	59,980,738	
合計		60,000,000	59,980,738	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 2 月22日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員指定社員 公認会計士 和 田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）の平成22年1月16日から平成23年1月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）の平成23年1月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年 2 月22日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員指定社員 公認会計士 和 田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）の平成23年1月18日から平成24年1月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）の平成24年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月18日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にある。当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月17日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月9日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。